

Burgherrschaft der Welfen im 13. Jahrhundert

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/34419

一三世紀ヴェルフェン家の城塞支配権とアムト制

櫻井利夫

一 はじめに

筆者はすでに別稿で、城塞の周囲に形成された城塞支配権¹⁾、城塞支配領域（城塞区 *Burgbezirk*、フランス史のシャタール²⁾ *châtellenie*、バン領域、城塞罰令区）、つまり城塞の周囲に位置する所領と支配権の権利との統一体が、中世の神聖ローマ帝国に一般的に存在したことを主張した。¹⁾ この主張の根拠となったのは、第一に、神聖ローマ帝国における城塞支配権 *Burgerschaft* の一般的な存在の推論を可能とする皇帝フリードリッヒ二世の証書と皇帝フリードリッヒ二世の証書であった。²⁾ 第二の根拠は、ドイツの各地域に関する諸学説が一致して、城塞の「付属物」を城塞の周囲に横たわる城主のバン領域、城塞支配権、城塞支配区、城塞区、城塞罰令区として把握していることである。³⁾ 第三の根拠は、史料に登場する城塞の「付属物」の用語（ラテン語で *appendicia*、*attinentia*、*pertinentia* 等、他にドイツ語 *zugehörung* 等やフランス語 *chastellerie* 等）もまた城塞支配権を意味し、しかもこれらの用語は皇帝・国王証書や地域史の史料集の中に無数に登場してくることである。⁴⁾ さらに重要なことに、史料上城塞の「付属物」の記述が現れず単に城塞名だけが記述されている場合には、「付属物」の記述が省略されていると考える必要があり、またそもそも城塞の名称それ自体が、ヘルシヤフトないし財産を同定する中枢部として把握されるべきであり、提喻 *pass*

pro toto)つまり(部分で全体を表す表現法)として、このヘルシャフトないし財産、つまり城塞支配権を代表していることも明らかとなった。⁽⁵⁾このように史料上単に城塞名だけが記述される場合も、これまた極めて頻繁に観察されるのである。

その際に、このような考察を踏まえて、筆者はドイツに関し、領主直営地を具え領主館を中心とするグルントヘルシャフト Grundherrschaft (ヴィリカツィオン制 Villikationsverfassung、フローンホーフ制 Fronhofsystem) から、城塞を中心としその周囲に形成された城塞区 II シヤテルニー制を通じて、この城塞区 II シヤテルニー制を基礎としつつ構築された領国ないしランデスヘルシャフトの地方行政区アムト Amt への発展線を展望しておいた。⁽⁶⁾本稿はこのような展望を背景とし、特に二三世紀という中世盛期から中世後期への移行期を主な対象時期としつつ、ヴェルフェン Welfen 家の支配領域について、上述した意味での城塞支配権の存在を究明すると同時に、この城塞支配権がランデスヘルとしてのヴェルフェン家の地方行政組織の基礎をなしたことを明らかにすることを試みるものである。したがって、ここでは城塞支配権の内部構造の問題には立ち入らず、この問題の考察は別稿に譲ることにしたい。⁽⁷⁾

ヴェルフェン家の城塞支配権を考察の対象とするのには、主に二つの理由がある。第一に、ヴェルフェン家は過去一二〇〇年にも及ぶ伝統をもつドイツで最も古い貴族家門の一つであるとともに、ヨーロッパのいかなる貴族家系もこれを凌ぐものはないにもかかわらず、日本ではブランデンブルク辺境伯領 Markgrafschaft Brandenburg、ヴィテルスバッハ Wittelsbach 家のバイエルンやハプスブルク Habsburg 家のオーストリアに比べて考察の対象とされることが少ないという事情による。第二に、H・パツェ Patze が一九七六年に、ヴェルフェン家の支配領域における城塞の法制史的及び国制史的意義に関する比較的大きな研究を行ったが、築城建造物たる城塞から直接に及ぼされた法的諸作用を叙述することに課題を限定し、具体的にはランデスヘルの築城権、城臣法〔城塞守備レーエン法〕、城塞建設契約、質入に関する法、開城権、勤務契約、城塞・アムトの授封、ブルクフリーデ Burgfriede (城塞

平和)、教会法における城塞の地位を考察するに留まり、城塞支配権に関心を向けてはいない⁽⁹⁾。同時に、パツツェは城塞と地方行政組織の関連について、城塞がヴェルフェン家の支配領域においてアムトとフォークタイとの結晶点をなし、またこれは国制史的な問題であることを指摘するが、しかし大きな紙幅を必要とするという理由により、考察の対象としな⁽¹⁰⁾いでおかざるをえないと述べ、この問題の考察を回避してしまっている。他方でパツツェは、この問題については「個別的な、必ずしも十分に満足がゆくとは限らない予備的研究しか存在しない」と述べ、従来の研究の不備ないし空隙に言及している⁽¹¹⁾。なお、この「予備的研究」とは、恐らく一つには、ヴェルフェン家の領国の一つたるリユーネブルク大公領のアムト管区の成立に関するM・クリークMeegの研究であると推測される⁽¹²⁾。後述「むすびと展望」では、この研究をも手掛かりとしつつ、ヴェルフェン家の支配領域における「城塞支配権とアムト」の関連が検討される。いずれにしても、その他にも、管見の範囲では、ヴェルフェン家の支配領域における城塞に関する研究は見当たらず、研究上の空隙として残されている。

次に、城塞支配権からランデスヘルの地方行政組織アムトへの発展に関して、ドイツで、一般的に、例えば法制史家H・ミッタイスMittelsは次のように述べていた。つまり、ランデスヘルの「地方行政は城塞や防備を具えた場所(市場)を中心として行われた。これらの場所には諸侯の城塞フォークト(castellani)が配置されていたが、彼らは普通は同時にアムトマン(Pfeger)としてその支配区——その中心をなしたのは城塞である(堅固な家(=城塞)とこれに付属するもの)——を管理する任務をも負っていた⁽¹³⁾」と。最近では、国制史の視角から、D・ヴィロヴァイトWilloweitは「ランデスヘルの新たな利害状況と法状態に役立てられる組織原理は、アムト制に見出された。僕婢と戦闘力をもつ家来を従えたアムトマンが城塞に居住しつつ、近隣地からの収益を徴収し、またランデスヘルのその他の諸権利を監視した。ここを中心にして、農民地、修道院と道路の保護がなお最も容易に実現され、またまもなく裁判権も行使された。このようにして、アムトの形で支配権的諸権利の行政的統合が行われ、また常に諸侯

の財政的な利害と軍事的な利害の結合がその核心として現れる」(傍点=原文イタリック)と述べている。⁽¹⁴⁾さらに城塞史の視角から、H・エーブナーEbnarは極めて簡潔に「アムトの形成とアムト組織はしばしば城塞組織に基礎を置いている」と述べている。⁽¹⁵⁾ミッターイス、ヴィロヴァイト、エーブナーのこれらの指摘は、一三世紀後期以降(=中世後期)のランデスヘルシャフトの地方行政区たるアムト自体が一般的に城塞を中心とする支配区、換言すれば城塞支配区、城塞支配権として把握することができるところを物語るものである。ただし、この城塞支配区、城塞支配権たる地方行政区アムトの基礎を構成したのは、これまた、それに先立つ中世盛期に形成されていた城塞支配区、城塞支配権であることを、すでに筆者は論じておいた。⁽¹⁶⁾要するに、一般的に中世盛期の城塞支配区、城塞支配権が発展した結果、これが基礎となつて中世後期にランデスヘルシャフトの地方行政区アムトが成立したといえるのである。城塞支配区、城塞支配権からアムト制への発展について、H・フォン・ヴォルテリーニVolteriniとE・エネンEnerもまた一般的に、すでに第二次世界大戦以前に言及していた。⁽¹⁸⁾他方で、ドイツの各地域について、城塞支配区、城塞支配権からアムト制への発展を指摘した研究を挙げるならば、管見の範囲では、同じくE・エネンがヒルデスハイム司教領、オスナブリュック司教領、エルザス、ヘッセンに関し、W・ヤンセンJanssenがケルン大司教領に関し、H・フォン・ヴォルテリーニ、⁽²³⁾P・フリートFriedがバイエルンに関し、W・クリークがヴェルフエン家のリユーネブルク諸侯領に関し、⁽²⁴⁾W・ポデーリPodellがブランデンブルク辺境伯領に関し、⁽²⁵⁾W・ライヘルトReichertがルクセムブルク伯領に関して指摘している。日本では、管見の範囲では、バイエルン大司教領に関する皆川勇作氏の研究、⁽²⁹⁾バムベルク司教領に関する名城邦夫氏の研究⁽³⁰⁾やトリール大司教領に関する筆者の研究が挙げられる。前置きが長くなつたが、次節で早速本題に入ることにした。

- (1) 拙稿「神聖ローマ帝国におけるシャテルニー——城塞の「付属物」の視角から——」、『金沢法学』五三巻二号、二〇一一年、九一頁。
- (2) 上掲拙稿八六頁以下。
- (3) 上掲拙稿六二頁以下、特に七二頁。
- (4) 上掲拙稿九〇頁以下、特に九一頁。
- (5) 上掲拙稿九〇頁。
- (6) 上掲拙稿九六頁。
- (7) 内部構造の問題として、差当たり、例えば、専ら城塞守備を勤務義務として果たす城塞守備封臣(城臣) *Burgmann* の問題について、拙稿「四世紀前半期トリール大司教バルドゥインの治世における城塞とランメンスヘルシヤフト——城塞レーエン政策の視角から——」、『金沢法学』三三巻一・二合併号、一九九一年、拙著『中世ドイツの領邦国家と城塞』二〇〇〇年、第一章として収録、一一一—三四頁、同「トリール大司教バルドゥインの城塞政策と領邦国家——レーエン制の視角から——」、『金沢法学』三四巻二号、後に上掲拙著『中世ドイツの領邦国家と城塞』第二章として収録、五〇—八八頁を参照。また城臣について、恐らくドイツで最初の体系的な研究 H. M. Maurer, *Rechtsverhältnisse der hochmittelalterlichen Adelsburg vornehmlich in Südwestdeutschland*, in: *Die Burgen im deutschen Sprachraum II* (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, hrsg. von H. Patze, Bd. 19 Teil II), 1976, bes. S. 135-190 を参照。
- (8) B. Schneidmüller, *Die Welfen, Herrschaft und Erinnerung* (819-1252), 2000, (Urban-Taschenbücher; Bd. 465), Vorwort, S. 7. カール・ホルゲン著、瀬原義生訳『サクセン大公ハインリッヒ獅子公』二〇〇四年、一頁。
- (9) H. Patze, *Rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung der Burgen in Niedersachsen*, in: *Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung I* (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd. 19 Teil I), hrsg. von H. Patze, 1976, S. 515 f.
- (10) H. Patze, a. a. O., S. 516.
- (11) Ebenda.
- (12) M. Krieger, *Die Entstehung der Amtsbezirke im ehemaligen Fürstentum Lüneburg* (Veröffentlichungen der Historischen Kommission für Hannover, Oldenburg, Braunschweig, Schaumburg-Lippe und Bremen. Studien und Vorarbeiten zum Historischen Atlas Niedersachsens, 6. Heft, Neudruck der Ausgabe 1922, 1975).
- (13) H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte*, neubearb. von H. Lieberich, 19. Aufl., 1992, S. 271 (第一版(一九六九年)の邦訳『世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説改訂版』一九七一年、三七九頁以下)。

- (14) D. Willoweit, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 6. Aufl., 2009, S.84. 日本でも、このヴィロヴァイトの見解に拠りつつ、森崇浩氏は「アムト制による個々のグルント・ヘルシャフトや城塞割令権の集合体の、閉鎖的行政管区への編成替えに着目し、領域支配政策を捉え直す必要がある」(『一五世紀バウゼル邦におけるアムト制の展開—アムト・リースタールの事例から—』、『西洋史学論集』(九州大学)、四〇号、二〇〇二年、一頁)と述べている。
- (15) H. Ehner, *Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte*, in : *Die Burgen im deutschen Sprachraum I*, S.56.
- (16) 土著世書『中世・近世の領邦国家と城塞』三二五頁以下。拙著『中世封建社会の構造』二〇〇八年、三四一・三四九頁。
- (17) H. von Volkeini, *Die Entstehung der Landgerichte im bayerisch-österreichischen Rechtsgebiete*, in : *Archiv für österreichische Geschichte*, Bd.94, 1907, S.27Anm.1.
- (18) E.Emmen, *Burg, Stadt und Territorialstaat* in ihren wechselseitigen Beziehungen, in : *Rheinische Vierteljahrsblätter* 12, 1942, S.44-88, später, in : *Dies., Gesammelte Abhandlungen zum europäischen Städewesen und zur rheinischen Geschichte*, Hrg. von Georg Droege · Klaus Fehn · Dietrich Höföldt · Franz Isigler · Walter Janssen, 1977, S. 67-97 (以下「中世」は後著による), hier S. 69.
- (19) E. Emmen, *Burg, Stadt und Territorialstaat*, S.70.
- (20) E. Emmen, *Burg, Stadt und Territorialstaat*, S.80.
- (21) E. Emmen, *Burg, Stadt und Territorialstaat*, S.86.
- (22) E. Emmen, *Burg, Stadt und Territorialstaat*, S. 92f.
- (23) W. Janssen, *Die mensa episcopalis der Kölner Erzbischöfe im Spätmittelalter*, in : H. Patze (Hrg.), *Die Grundherrschaft im späten Mittelalter I* (Vorträge und Vorschagen, Hrg. von Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd. XXVII), 1983, S.314f., 323f. なお、ケルン大司教領に「つづいて」面坂康寿氏は大司教の都市と「つづいて」城塞がアムトの中心となつたことを指摘している(同氏「一四世紀ケルン大司教領におけるアムトの質入れと領域政策」、『史料』八五巻四号、二〇〇二年、一一三頁)。
- (24) H. von Volkeini, *Die Entstehung der Landgerichte*, S.25,27.
- (25) P. Fried, *Hochadelige und landesherlich-wirtschaftliche Burgenpolitik im hoch-spätmittelalterlichen Bayern*, in : *Die Burgen im deutschen Sprachraum II*, S.339ff., bes. S.343-345.
- (26) M. Krieg, *Die Entstehung der Amtsbezirke*, S.5 und passim.
- (27) W. Podehl, *Burg und Herrschaft in der Mark Brandenburg. Untersuchungen zur mittelalterlichen Verfassungsgeschichte unter besonderer Berücksichtigung von Altnark, Neumark und Havelland* (Mitteldeutsche Forschungen, Bd. 76), Diss. Marburg 1973, 1975, bes. S.615 und passim.

(28) 名城邦夫「中世後期バムベルクにおけるアムト制の確立と農民(森本轟教授追悼号)」、『帝塚山大学経済学』、七巻、一九九八年、七三—七四、八九頁。

(29) 皆川勇作「バイエルン領邦国家の研究」、『文化』(東北大学文学部)、三二巻四号、一九六八年、六一—六二七頁、特に六一—八頁以下。これはランデスヘルたるバイエルン大公が支配機構を再編成する際に、ラント裁判区を中心をなす城塞(山城と平城Ⅱ都市)が重要な役割を演じたことを、日本で早期に正面から論じた注目すべき論稿である。バイエルンⅡオーストリア法領域では、他に服部良久『ドイツ中世の領邦と貴族』、一九九八年が城塞が支配の拠点であったことを随所で指摘し、小野善彦「マクシミリアン一世期バイエルンにおける *Platz- und verwalter* 制度の展開」、『アルテス リベラレス』(岩手大学人文社会科学部)、四三号、一九八八年、二四頁は、城塞が地方行政の所在地であったことに言及している。また若曾根健治「伯領フィンテュガウにおけるラント法的構造(一)(二・完)——領邦ティロール成立史序説——」、『熊本法学』、一二二号、同二三号、一九七四年は、随所で城塞と城塞支配権に関して相当に注意を払っている。

(30) W. Reichert, *Herrschaftliche Raumerfassung und Raumgliederung im Westen des Reiches am Beispiel der Grafen von Luxemburg, 1200-1350*, in: *Zeitschrift für historische Forschung*, Jg. 19-3, 1992, 266f.; Ders., *Landesherrschaft zwischen Reich und Frankreich*. *Verfassung, Wirtschaft und Territorialpolitik in der Grafschaft Luxemburg von der Mitte des 13. bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts* (Triester Historische Forschungen, hrg. von H. H. Anton, G. Birsch et al., Bd.24), Diss. Trier 1990, Teil 2, 1993, bes. S.547f. und passim.

(31) 上掲拙著『中世ドイツの領邦国家と城塞』三二—三五頁以下。

二 一 二 〇 二 年 の ラ ン ト 分 割 契 約

ヴェルフエン家の城塞支配権の問題を考察する際に、特にこの家系により行われたラント分割契約を検討するの
 が得策である。なぜなら、ヴェルフエン家のラント分割は無条件に地理的な観点に従って、あるいは従来の国制上
 の統一体に従って行われたのではなく、アムト管区、フォークタイ、諸権利からの収益を考慮しつつ、城塞、都
 市、家臣等を分割したために、ラント分割契約の中には、正にここで問題関心となっている城塞について比較的
 多くの情報が含まれているためである。¹⁾ ラント分割について、一般的に、すでに初期中世フランク時代に、メロヴィ

ング朝とカロリング朝はフランク王国の分割を行っていた。しかし、中世の神聖ローマ帝国の分割は、特にこの帝国に皇帝の位階が結びつけられていたために、時の王家のいずれによっても考慮されさえしなかつたし、決して可能でもなかつた。⁽²⁾ 他方で、中世の帝国において、一三世紀中葉以来、帝国諸侯とその他の高級貴族によるラント分割が現れる。こうして、その時まで分割不可能と見なされた帝国レーエン（公的な領域）が分割されるようになった。これに対して貴族の「私的な領域」においては事情が異なり、自由所有財産（アロートAliod）はゲルマンの相続法の諸原則に基づいて、相続権のある息子たちの間で、そのいずれにも優位が与えられることなしに、均等に分割された。

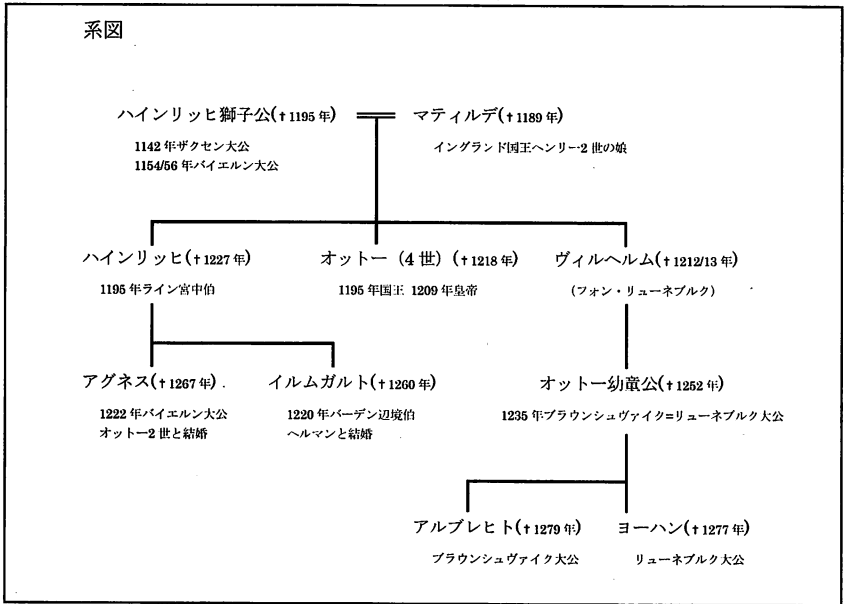
次に、ヴェルフエン家のラント分割に関して。ヴェルフエン家は一二〇二年、一二六七／六九年、一二九一年、一三四五年、一三八八年、一四〇二年、一四〇九年、一四二八年、一四三二年、一四八一年、一四八三年、一四九五年と、一二回に及ぶ分割を繰り返している。⁽³⁾ 前節で述べたように、本稿は一三世紀を主な考察対象とするために、一二〇二年、一二六七／六九年、一二九一年の第一回から第三回までの分割を検討の対象とすべきところであるが、一二九一年の第三回分割については、残念ながら当事者たちによる分割協定が伝承されていないためにこれを割愛し、一二〇二年の第一回分割と一二六七／六九年の第二回分割だけを検討の対象とせざるをえない。⁽⁴⁾ そこで、この両ラント分割を素材としつつ、上述したように、城塞支配権の存在、城塞支配権（区）から地方行政組織ないしアムト制への発展を考察することにしたい。

第一回ラント分割を行った当事者は、ハインリッヒ獅子公 Heinrich der Löwe（一九五年死亡）の三人の息子、つまり長男のライン宮中伯ハインリッヒ Pfalzgraf bei Rhein Heinrich（一二七年死亡）、三男のドイツ国王オットー四世 Otto IV.（一二一八年死亡）、四男のヴィルヘルム Wilhelm（一二二一／三年死亡）である。⁽⁵⁾ ハインリッヒ獅子公には他に次男ロータル Lothar がいたが、すでに一一九〇年に早世していた。⁽⁶⁾ この息子たちの母親は、ハインリッヒ獅

子公の再婚による妃（一一六八年婚姻）、イングランド国王ヘンリー二世の息女マティルデ Matilda（一一八九年死亡）である。ハインリッヒ獅子公の息子たちによるラント分割を巡る事情に関して、先ず獅子公自身から始める必要がある。良く知られているように、獅子公は一一七九年一月三日ヴォルムス Worms の帝国会議で、ラント平和を乱した廉でラント法上アハト刑 Acht（追放＝迫害刑）を科せられると同時に、ラント法上の裁判に続いて、翌一一八〇年一月三日ヴェルツブルク Würzburg の帝国会議で、今度は皇帝フリードリッヒ一世によりレーエン法上の裁判に基づきザクセンとバイエルンの両大公領を始めとするすべての帝国レーエンを剥奪された。⁷この皇帝権力をも凌ぐ実力をもつハインリッヒ獅子公の失脚をもたらした「ハインリッヒ獅子公の訴訟」は、様々な意味でドイツ史上重大な意義をもつものだが、獅子公は失脚により諸侯身分からエーデルフライエ Edelfreie の身分へと格下げされ、ザクセンとバイエルンの両大公領は権力の基礎としては失われ、自由財産 patrimonium が残るにすぎなくなった。⁸バイエルン大公領はヴィッテルスバッハ家のオットー Otto von Wittelsbach に再授封され、他方でザクセン大公領の東の部分はアルブレヒト熊伯 Graf Albrecht der Bar の末子アンハルト伯ベルンハルトへ Graf Bernhard von Anhalt（以後ザクセン大公を名乗った）に再授封され、ザクセン大公領の西の部分はケルン大司教に再授封されると同時に、独立的な大公領（ヴェストファーレン大公領 Herzogtum Westfalen）へと改造されていった。⁹のみならず、獅子公はアハト刑を科せられたために、一一八二年七月末その妃マティルデの父親、イングランド国王ヘンリー二世の下へ亡命の旅に出ざるをえなくなった。¹⁰これに随行したのは、妃マティルデ、唯一の娘リヘンツァ Richenza、長男ハインリッヒ、三男オットー、及び獅子公に忠実を誓約した一連の貴族とミニステリアールン（家人）であった。

二男のロータルは、いかなる理由によるのか不明だが、故郷のザクセンに留まった。またロータルは、その八年後、一一九〇年に死亡したことは上述の通りである。妃マティルデはイングランドに亡命して二年後、一一八四年夏に末の息子ヴィルヘルムに生を与えた。¹¹この名は英語の William（ウィリアム）から名づけられたと推測される。¹²

系図



そして誰であろう、このヴィルヘルムこそは、その後のヴェルフエン家のすべての人々の祖先となった人物である。⁽¹³⁾ この点に関して、兄のドイツ国王オットー四世はデー人との同盟交渉の際に、ヴィルヘルムについてデー人マルク国王クヌート Knut の姉妹ヘレーネ Helene との婚姻を取り決め、これに応じてヴィルヘルムは一二〇二年にヘレーネと結婚した。この結婚から一二〇四年オットー幼童公 Otto das Kind が生まれた。幼童公はヴェルフエン家の唯一の男系として生き残り、一九一八年まで統治したブラウンシュヴァイク＝リュネブルク Braunschweig=Lüneburg 大公家を創設し、周知のように、この家系から一七一四年ゲオルク・ルートヴィッヒ Georg Ludwig がイギリス国王に即位した。⁽¹⁴⁾

ハインリッヒ獅子公はイングランド国王ヘンリー二世の宮廷で三年間の追放生活を送った後、一一八五年家族とともに帝国の残された世襲領 patrimonium に戻ったが、⁽¹⁵⁾ しかしその後第三回十字軍(一一八九―九二年)への参加を拒否したために、皇帝フリードリッヒ一世により再びヘンリー二世の下で三年間の追放生活を送るよう余儀な

くされた。⁽¹⁶⁾ この時には、獅子公は長男のハインリッヒとともに一一八九年の復活祭に再びイングランドに赴いた。なお、その直後六月二八日に奥方マティルデが死亡し、ザクセンの地におけるヴェルフェン家の新たな墓所聖ブラージウス *St. Blasius* 教会 (ブラウンシュヴァイク大聖堂 *Braunschweiger Dom*) に葬られた。⁽¹⁷⁾ その後獅子公はドイツに帰還した後、一一九五年八月六日病のためにブラウンシュヴァイクで死去し、聖ブラージウス教会の故奥方マティルデの右隣に葬られた。⁽¹⁸⁾

ハインリッヒ獅子公が死亡した時点で直ちに遺産の分割が行われたのではなかった。なぜなら、上述した三人の息子は一同に相会することができなかったためである。ハインリッヒ獅子公が死亡した時、長男ハインリッヒ (一一九五年以来ライン宮中伯) だけが獅子公の傍らにいた。⁽¹⁹⁾ 三男オットーは叔父のイングランド国王リチャードの宮廷に滞在していた。末子のヴィルヘルムは人質としてオーストリア大公の宮廷に留め置かれていた。⁽²⁰⁾ したがって、長男ハインリッヒが父親獅子公の遺産を保全し管理する義務を負った。⁽²¹⁾ ハインリッヒが第三回十字軍に参加した間は、弟ヴィルヘルムがヴェルフェン家の財産を管理し、それ以後支配に関与した。三男オットーは、一一九八年シュタウフェン家の皇帝ハインリッヒ六世 (在位一一九〇—一九八年) が突然死亡した後、ヴェルフェン陣営により国王に選挙された (国王としてはオットー四世、在位一一九八—一二〇八年、一二〇八年皇帝)。⁽²²⁾ 他方のシュタウフェン陣営は亡き国王ハインリッヒ六世の三歳の遺児フリードリッヒ (後のフリードリッヒ二世) が教皇インノケンティウス三世の後見に服していたために、この遺児のための王位保存者として、ハインリッヒ六世の弟フィリップ・フォン・シュヴァーベン *Philipp von Schwaben* (在位一一九八—一二〇八年) を国王に選挙した。⁽²³⁾ この一一九八年の二重選挙は原理的な諸発展により中世ドイツの歴史に決定的な刻印を与えると同時に、⁽²⁴⁾ 国王選挙と帝国内制に関する思考の精緻化、合理化と体系化を促進した意味で、帝国の歴史の転換点と見なされるものである。⁽²⁵⁾ オットーは恐らくドイツ国王に選挙された一一九八年に初めてイングランドからドイツの地に足を踏み入れた。⁽²⁶⁾ こうしてハインリッヒ、

オットー、ヴィルヘルムの兄弟三人は一一九八年の年末になってようやく一同に会し、この機会にすでに、父獅子公の遺産の分配を取り決めた。しかし、一一九八年から九九九年への変わり目という時期は分割にとって余りにも都合と思われた。なぜなら、三男オットーは王位を巡るシュタウフェン家のフィリップ・フォン・シユヴァーベンとの闘争に忙殺されていたためである。そこで、折り良く三男の国王オットーが比較的長期に帝国の北部に滞在した一二〇一／二年に、パーダーボルン Paderborn でヴェルフェン家の財産の最初の分割が決定された²⁷⁾。分割の時期は、目前に迫る上述のヴィルヘルムとヘレーネ・フォン・デーニマルクの結婚式から決定的な影響を受けた。その婚約は一二〇一／二年の変わり目であった。この婚約が、すでに決定された分割を実行する好機となった。こうして一二〇二年五月ハインリッヒ獅子公の遺産 *patrimonium* の分割が実行された²⁸⁾。なお、分割の時点までにハインリッヒ獅子公の遺産に対して三人の兄弟が保持した権利は合有 *Gesamteigentum* であつた²⁹⁾。分割に先立ち、オットーは一二〇一年、兄弟たちの同意を得て、国王たる自身への支援者ケルン大司教の利益のために、ヴェストファーレンとエンゲルン *Eagen* との所領を放棄した。これにより、一一八〇年に実行されたザクセン大公領の新編成がヴェルフェン家の兄弟たちにより受け入れられたのである³⁰⁾。ただし、長男の宮中伯ハインリッヒは自身が作成する証書の中で、死の時までザクセン大公という父親の称号をも帯び続けたが。

次に、一二〇二年のラント分割の内容を見てみたい。この相続分割の際に、四通の契約証書が作成されている。四通の契約証書のうち二通は長男のハインリッヒにより、その他の二通は三男オットーにより作成された。換言すれば、ハインリッヒは二人の弟ヴィルヘルムとオットーのために各一通の証書を作成し、オットーは兄のハインリッヒと弟のヴィルヘルムのために各一通の証書を作成した。したがって、これらの各証書は三人の兄弟それぞれが受け取るべき相続分の割当てを内容とする³¹⁾。ヴィルヘルムだけは二人の兄のために証書を作成することをせず、ハインリッヒとオットーが作成した各二通、合計四通の証書にそれぞれ捺印することで済ませた。なお、ヴィルヘ

ルムのための証書、つまりヴィルヘルムの相続分を内容とする証書は、二人の兄ハインリッヒとオットーによって各一通、合計二通作成されているが、当然のことながら、それらの内容は大幅に重複する。したがってここでは、ヴィルヘルムの相続分に関する証書としては、オットーからヴィルヘルムへの証書だけを取り上げることで充分であるといえよう。この証書を便宜上、証書Cと呼ぶことにしたい。またその他、オットーからハインリッヒへの証書を証書A、ハインリッヒからオットーへの証書を証書Bと呼ぶことにしたい。以下では、証書A、証書B、証書Cの順番で考察してゆくことにしたい。

先ず、オットーからハインリッヒへの証書Aの主な内容は、次の通りである。

証書A：「*Otto Dei gratia Romanorum Rex et semper Augustus. Quoniam omnia, quae aguntur in tempore, quadam quasi mutabilitatis lege tendunt ad interitum, cautum est, literalis adminiculi fulcimine facta roborari, quae semper, tanquam praesentia, futurorum sunt memoriae commendanda. Notum sit ergo tam future quam presentis aevi fidelibus, quod nos vna cum dilectis fratribus nostris, HENRICO praenicyro Saxoniae Duce, eodem Rheni Palatino Comite, et GWILLEHELMO, patrimonii diuisione, fraterno et vnanini consensu, in Padilburnin celebrata, portionem supradicto fratri nostro Henrico Duci a nostris segregatam, et sibi prouenientem, istis terminorum certis interstitiis distinximus. Incipit itaque loco, in quo fluvius Sevine inluit Albiam; inde Albiam sursum vsque in mare, et Sevinam sursum vsque ad locum, vbi ipsa est vicinior Danlo ; a Danlo vsque Nortburg; a Nortburg vsque in Flotwide a Flotwide vsque Honouin oppidum, quod Ducis est cum omnibus sibi attinentibus. Ab Honouir Leinam sursum vsque Northem, quod et sibi spectat cum omnibus suis pertinentiis. A Northem vsque in montem Plesse, inde vsque Gudingin et Gudingin surum est cum omnibus, quae sibi attinent. Inde vsque Haninstein, quod et suum est cum omnibus sibi pertinentibus. Ab Haninstein recta via et regia strata vsque Moguntiam. Inde per descensum Rheni vsque in mare. Quicquid itaque est infra terminum istum, quod Patris nostri pie recordationis fuit in praediis, cessit in patrem*

fratris Heinrici Ducis saepe numerati. Praeter haec prouenit sibi Stadium oppidum, et omne praedium nostrum, quod est infra comitiam Stadii vsque in Seuniam, et praedium, quod est in territorio Bremensi, et praedium, quod est circa Verden. Insuper Chelle et Norzburg cum omnibus attinentiis, et curtis Vrliede cum suis pertinentiis; curia Merse et sibi attinentia, castrum Honberg cum suis pertinentiis; Einbeke et quae sibi attinent; Desinberg cum suis appenditiis; Aldinvels et illi attinentia. Praeter praenumerata cesserunt patri suae [omnia praedia ?] in Westfalia, et praedia quae communia habuimus in Dimsarsia et in Hadele. Comitia quoque Stadii successit ei, sed haec iure feudali respectu aliorum feodorum. Praeter haec praedium in Worsatia, et omnes Ministeriales qui sunt infra terminos ipsos. Intererant autem huic nostrae diuisione Principes : 神の恩寵によるローマ人の王にして常に王国の拡大者オットー。すべては永続的に過ぎ去り、あたかも変移の法則に従って滅亡に向かって進むのであるから、あたかも現在のように、常に将来の者の記憶に委ねられるべき出来事が、証書による証明の支えに基づき法律上有効なものとなるよう配慮された。それ故に、現在の世代かつ将来の世代の家臣たち、以下のことが知られるべきである。すなわち、余は余の親愛なる兄弟ザクセン大公、同ライン宮中伯、極めて欠けるところのないハインリッヒ、及びヴィルヘルムと一緒に、兄弟によるかつ一致した合意によりパーダーボルンにおいて厳粛に執り行われた世襲財産の分割に基づき、余の上記の兄弟、大公ハインリッヒのために、余により分割されかつこの兄弟自身に帰属する持分を、境界線のその明確な区切りにより区別したと。このようなわけで、境界線はゼーフェ川 Seeve がエルベ河に合流する場所から始まる。そこからエルベ河を海まで遡り、またゼーフェ川が「村落」ダレ Dalle により接近する場所までゼーフェ川を遡る。ダレからノルトブルク Nordburg 「城塞」まで。ノルトブルク「城塞」からフルトヴィンデ Futtwilde の中まで、フルトヴィンデから都市ハノーファーまで。この都市は、それ自身に付属するすべての物とともに、大公の所有である。ハノーファーからライネ川 Leina をノルトハイム Northeim まで遡る。ノルトハイムもまたそのすべての付属物とともに大公ハインリッヒの所有であ

る。ノルトハイムからプレッセ山の中まで。そこからゲッティンゲンまで。ゲッティンゲンもまたそれ自体に属する付属物とともに、大公ハインリッヒのものである。そこからハンシュタイン Hanstein 「城塞」まで。これもまたそれ自体に属するすべての付属物とともに、大公ハインリッヒのものである。ハンシュタインから真つ直ぐな道路と国王の公道に沿ってマインツ Mainz まで。そこからライン河の下る流れを通じ海まで。それ故に、その境界線の内部にあるものはすべて、所領についてすでに余の亡き父親（「ハインリッヒ獅子公」の所有であり、しばしば述べた余の兄弟、大公ハインリッヒの持分に移行した。これらの他に、都市シュターデ Stade、ゼーフエ川の中までのグラーフシャフト comita・シュターデの内部にある余のすべての所領、またブレーメン大司教区の中にある所領、またフェルデンの近くにある所領も、大公ハインリッヒ自身に帰属する。ツェレとノルトブルク並びにすべての付属物、また莊園フリレ Frille 並びにその付属物、莊園メルゼン Mörsen とこれ自体に属するもの、ホムブルク Homburg 「城塞」並びにその付属物、アインベック Einbeck とこれ自体に付属するもの、デゼンベルク Desenberg 「城塞」並びにその付属物、アルテンフェルス Althensels 「城塞」とそれに付属するもの。先述したものの他に、ヴェストファーレンの「すべての所領」がすでに大公の父親（「ハインリッヒ獅子公」の所有となっていた。またデイトマルシエン Dithmarschen とハーデルン Hadeln において余らが共有物として所有した所領。シュターデのグラーフシャフトもまた大公ハインリッヒに継承されたが、しかしこれは、その他のレーエンのために「レーエン期待権」、レーエン法に従って。このグラーフシャフトの他に、ヴルステン Wusten の所領、及び同境界線の中にあるすべてのミニステリアーレン。他方で、余のこの分割に、以下の諸侯が立ち合った。・・・」。

この証書によれば、一二の境界線と境界地点により最初に長男ハインリッヒの領域が画定された。ハインリッヒに配分された相続分は、エルベ河から村落ダレ、（ツェレの東）ノルトブルク、ハノーファー、ノルトハイム、ゲッティンゲンを通じて、ハンシュタインにまで及ぶ線の西側の領域にある財産と要求権である。この配分によつ

て、ハインリッヒは最も困難な課題を引き受けることになった。⁽³³⁾ なぜなら、この領域はかつて父親のハインリッヒ獅子公がレーエンとして保有したザクセン大公領の西部に当たり、ここでは、長男のハインリッヒはヴェルフエン家の進出の手掛かりとなる多くのまばらな権利を再び活性化し、あるいは改めて貫徹する必要があったためである。その代わり、この西部領域では、支配権の拡大の有利な可能性が約束された。ハインリッヒの財産として具体的に挙示されているのは、合計一三の城塞・都市・荘園（村落）並びにそれらの大量の付属物、グラーフシャフト・シュターデの所領、ブレーメンとフェルデンとの領域における所領、ヴェストファーレンの所領、デイトマルシエンの所領、ハーデルンの所領、ウルステン⁽³⁴⁾の所領である。最後に、彼にはなおグラーフシャフト・シュターデがレーエン法に従って割り当てられた。これには、その他のレーエンに対する期待権も結び付けられている。さらにこの境界線の中すべてのミニステリアーレンがハインリッヒの持分とされた。ハインリッヒに割り当てられた持分は、後述するオットーやヴィルヘルムの持分と比較して、完結性に最も欠けるものであった。この完結性を与えることが、ハインリッヒの責務となった。⁽³⁴⁾ 一三の城塞・都市・荘園（村落）⁽³⁵⁾ に関して、ノルトブルク、ハンシュタイン、ツェレ、ホムブルク、デゼンベルク、アルテンフェルスが城塞であり、ハノーファー、ゲッティンゲン、シュターデは都市、ノルトハイム、フリレ、メルゼン、アインベックは荘園（村落）である。ここで検討すべきは、言うまでもなく、ノルトブルク以下の六つの城塞である。これらの城塞について、それぞれの「付属物」が存在することが証書において記述されていることを改めて確認しておきたい。「付属物」を示す用語は、ノルトブルクとツェレの両城塞について *atinentis*（主格 = *atinentia*）、ホムブルク城塞について *perinentis*（主格 = *perinentia*）、ハンシュタイン城塞について *perinentibus*（主格 = *perinentia*）、デゼンベルク城塞について *perinentis*（主格 = *perinentia*）、アルテンフェルス城塞について *atinentia*（主格）である。

我々はここで、本稿が考察の対象としているのとはほぼ同時代の一三世紀末期（一二七九年と同九二二年の間の時期）

に成立した『ブラウンシュヴァイク韻文年代記 Braunschweigische Reimchronik』の記事を参考としてみたい。この年代記は作者不詳のドイツ語で書かれた韻文の年代記であるが、作者はこれを文学的な観点に従って作成したのではなく、一二三五年のブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公領の創設（後述）という出来事を、歴史的な観点に従って、法律用語と法概念及びその内容的ニュアンスを正確に踏まえつつ、歴史過程の首尾一貫した帰結であることを証明することを目的としたものである。⁽³⁶⁾したがって、この年代記を歴史史料として利用することに問題はないものといわなければならない。そこで、この年代記では、一二〇二年第一回分割の際の長男ハイน์リッヒの相続分について、「Heynriche gaph daz gevelle dhe henseap Staden unte Zelle ハイน์リッヒに対して幸運がヘルシャフト・シュターデとヘルシャフト・ツェレを与えた」と記述⁽³⁷⁾されている。この記述を上記の証書Aと対比するならば、シュターデに関してはヘルシャフトが証書Aのグラーフシャフト comitia と、ツェレに関してはヘルシャフトが証書Aの「付属物 *attinentia*」に対応することになる。差当たり、ここでは城塞たるツェレのみを問題とするならば、要するに、この場合にも、「付属物 *attinentia*」はヘルシャフトに等しいことになるといわざるをえない。また *pertinentia*、*appenditia* 等それ以外の城塞の「付属物」を表現する用語についても、我々はこれをヘルシャフトの意味に理解して全く問題ない筈である。したがって、いかなる用語によって表現されているのであれ、「付属物」とは、城塞の周囲に横たわるヘルシャフトであることを改めて確認することができるし、また確認する必要があるものといわなければならない。したがって、「付属物」とともに現れる上記の六つの城塞ノルトブルク、ハンシュタイン、ツェレ、ホムブルク、デゼンベルク、アルテンフェルスは、その周囲にヘルシャフトないし支配権・支配領域を具えており、このような城塞とヘルシャフトの統一体は、紛れもなく城塞支配権として把握されなければならない。またこの証書Aから、長男のハイน์リッヒは都市・荘園（村落）その他様々な支配権権利と財産の他に、これら六つの城塞支配権を相続分として割り当てられたことを確認しておきたい。

次に、ハンテンリッヒからのメモリーへの註釋田を検討するつもりだ。その主な内容は以下の通りである。

註書Ⅱ：「In nomine sanctae individuae Trinitatis. HENRICUS Dei gratia Dux Saxoniae Palatinus Comes Rheni. Quoniam omnia, quae aguntur in tempore, quadam quasi mutabilitatis lege tendunt ad interitum, cautum est literalis adminiculi fulcimine facta roborari, quae semper, tanquam praesentia futurorum sunt memoriae commendanda. Notum sit ergo tam futuris quam praesentis aevi fidelibus, quod nos vna cum dilectis fratribus nostris, Serenissimo Domino nostro OTTONE, Romanorum Rege et semper Augusto, et WILLEHELMO, patrimonii nostri diuisione fraterno et vnanimi consensu apud Paderburnam celebrare, portionem iam dicto fratri, Domino nostro Ottoni Romanorum Regi, a nostris segregatam et sibi prouenientem, istis terminorum interstitiis certissimis distinximus. Incipit itaque in hoc loco : Brunneswik suum est, et omnia inibi attinentia : et terra vsque Norzburg sua est : Norzburg vsque Danlo : a Danlo vsque Hunekeshotte : a Hunekeshotte vsque Swibeke : a Swibeke vsque Varesuelde et Varesuelde suum est. De hoc loco terra sua est vsque Wadenberge. A Wadenberge vsque ad nauigium Wagerleue : a Wagerleue vsque in montem, qui dicitur Hart ad villam Reimbeke et ab illo totus mons Hart suus est. Castrum Sommesceburch et omnia attinentia sua sunt. Quicquid, inquam, est in circuitu illo vsque Brunneswic, quod Patris nostri Henrici Ducis, piaec recordationis, fuit in praediis, cessit in parte fratris et Domini nostri Ottonis, Romanorum Regis. In alio latere a Brunneswic vsque Vlotwede terra sua est et ipsum Vlotwede dimidium : et a Vlotwede vsque Hanouere terra sua est. A Hanouere fluiuius Leina superius vsque Northeim, et iuxta Northeim vsque ad montem Plesse suum est, a monte Plesse vsque Gotinge, a Gotinge vsque Hanenstein ; a Hanenstein regia strata vsque Moguntiam. Quicquid est infra terminum istum versus Brunneswic tam in Ministerialibus, quam in praediis et castris totum suum est. Haec sunt castra, quae cesserunt proprietati saepe dicti domini nostri Regis : Lichtenberge, Asle, Scilberge, Stouffenburch, Osterode, Hertesberge, Scarfeldt, Lutterberge, Honstein, Rodenburch, Monasterium Honburg, totum patrimonium in Thuringia, quod erat patris nostri, suae cessit parti. Huius

rei testes sunt : 不可分なる聖三位一体の名において。神の恩寵によるザクセン大公、ライン宮中伯ハイ
 リッヒ。すべては永続的に過ぎ去り、あたかも変移の法則に従って滅亡に向かつて進むのであるから、あたかも現
 在のように、常に将来の者の記憶に委ねられるべき出来事が、証書による証明の支えに基づき法律上有効なものと
 されるよう配慮された。それ故に、現在の世代かつ将来の世代の家臣たちに、以下のことが知られるべきである。
 すなわち、余は親愛なる余の兄弟、ローマ人の王にして常に王国の拡大者、余の最も晴朗なる主君オットー及び
 ヴィルヘルムと一緒に、兄弟によるかつ一致した合意によりパーダーボルンにおいて厳肅に執り行われた世襲財産
 の余による分割に基づき、すでに述べた余の兄弟、ローマ人の王オットーのために、余により分割されかつこの者
 自身に帰属する持分を、境界線のその最も明確な区切りにより区別したと。このようなわけで、境界線はこの場所
 において始まる。すなわち、ブラウンシュヴァイク *Braunschweig* とそこに属するすべてのものは、オットーのも
 のである。ノルトブルクまでの支配領域もオットーのものである。ノルトブルクからダレまで。ダレからハンケン
 スビュッテル *Hankensbüttel* まで。ハンケンスビュッテルからスヴィーベケの小川まで、スヴィーベケからフォル
 スフェルデ *Vorfeld* まで。フォルスフェルデもまたオットーのものである。この場所からヴァーデンベルグまで
 オットーの支配領域である。ヴァーデンベルグからヴェガースレーベン *Wegerleben* の渡し場まで。ヴェガース
 レーベンから、村落ラインベック *Reinbeck* でのハルツ *Hartz* と呼ばれる山の中まで、またそこにおいてハルツの山
 の全体がオットーのものである。ゾマーシエンブルク *Sommerschenburg* 城塞とすべての付属物はオットーのもので
 ある。繰り返して、ブラウンシュヴァイクまでのその境界線の内部にあるものはすべて、所領についてすでに余の
 亡き父親（「ハインリッヒ獅子公」）の所有であり、余の兄弟、余の主君、ローマ人の王オットーの持分に移行した。
 他方の側で、ブラウンシュヴァイクからフルトヴィッデまでの領域と同フルトヴィッデの半分は、オットーのもの
 である。フルトヴィッデからハノーファーの支配領域はオットーのものである。ハノーファーからライネ川の上流

ノルトハイムまで、またノルトハイムの近くでプレッセの山まで、プレッセの山からゲッティンゲンまで、ゲッティンゲンからハンシュタインまで、ハンシュタインから国王の公道によりマインツまで。ブラウンシュヴァイクの方向にその境界線の内部にあるものはすべて、ミニステリアーレンであれ土地や城塞であれ、全部がオットーのものである。以下が、しばしば述べた余の主君、国王「オットー四世」の所有物に移行した城塞である。すなわち、リヒテンベルク Lichtenberg、アッセル Assel、シルトベルク Schiltberg、シュタウフェンブルク Stauffenburg、オステローデ Osterode、ヘルツベルク Herzberg、シャルツフェルト Scharfeld、ラウターベルク Lauterberg、ホンシュタイン Honstein、ローテンブルク Rothenburg、ホムブルク Homburg 修道院である。余の父親の所有であったテューリンゲンのすべての世襲財産はオットーの持分に移行した。以上の事柄の証人は以下である。……」⁽³⁹⁾

ブラウンシュヴァイクがヴェルフエン家の影響圏の中心として最初に言及され、そこから北の方向へ最初にノルトブルクまで、またここからさらにダレまで延びる領域がオットーの持分とされている。⁽⁴⁰⁾ ダレから境界線は南東に延び、オットーの領域を東のヴィルヘルムの領域から切り離している。ハンケンズヴュッテル、スヴィーベケ、フォルスフェルデの土地が、連結されるべき境界地帯である。スヴィーベケは小川である。ここからヴァーデンベルグまで及ぶ領域がオットーに帰属するものと認められた。渡し場ヴェガースレーベンが次の基準点であり、ここからハルツ山地の中をラインベックまで進み、またここから、全ハルツ山地がオットーに割り当てられている。ハインリッヒの持分に対する境界線もまたブラウンシュヴァイクから始まる。ガウ・フルトヴィツデの半分を含む北西方向に向かう領域が、オットーに帰属するものとされている。ここからマインツまで、境界線は証書 A と証書 B において同一である。これに、記述された境界の内部のすべてのミニステリアーレン、財産と城塞はオットーに帰属するとする規定が続く。続いて一一の城塞——その中に、一つの修道院が含まれるが——が列挙される。最後にオットーはテューリンゲンのすべての世襲財産を割り当てられている。これは主に皇帝ロータール三世（在位

一二二五—二七七年)からの相続財産である。ロータル三世は、三人の兄弟の父親ハインリッヒ獅子公の母親ゲルトルートGertrudの父親、つまり母方の曾祖父である。こうして、北部のハンケンスビュッテルからフォルスフェルデ城塞⁽¹⁾、ゾマーシエンブルク城塞、アッセル城塞、リヒテンベルク城塞を通じて、シルトベルク、シユタウフェンブルク、オステローデ、ヘルツベルク、シャルツフェルト、ラウターベルク、ホンシュタイン、ローテンブルクというハルツ領域で最も重要な諸城塞に至るまで、卓越した顕示の場、記念の場たるブラウンシュヴァイクの周囲のヴェルフエン家の支配領域 *Welfenland*、つまりザクセンの中心地がオットーに帰属することになった。

なお、ブラウンシュヴァイクはすでにハインリヒ獅子公によりザクセン大公領の中心都市とされていたが、一二世紀後半、獅子公はここにすでに九世紀以来存在した城塞建造物を自己の壮麗な居城ダンクヴァルデローデ *Prinz Dankwarderode*へと改造し⁽¹²⁾、この城塞が帝国における獅子公の特別の地位を可視的に象徴する機能を果たしていた⁽¹³⁾。

したがって、ブラウンシュヴァイクは、単に都市を意味するのではなく、城塞ダンクヴァルデローデの含意をも含むものといわなければならない⁽¹⁴⁾。ドイツ語で書かれた『ブラウンシュヴァイク韻文年代記』の中で、状況に応じて *„die borg zo Brunswich“*「ブラウンシュヴァイクの城塞」あるいは *„Brunswich die stat“*「都市ブラウンシュヴァイク」の表記が現れること⁽¹⁵⁾、また後述する証書Dの作成地が「居城ブラウンシュヴァイク」と記されていることも、その証左となる⁽¹⁶⁾。B・シュナイトミュラーもまた「ヴェルフエン家の支配権の場、顕示の場及び埋葬の場たるこの場所「ブラウンシュヴァイク」は行政と城塞が所在する権力の中心、つまり城塞ないし居城 (*castrum*、*palacium*、*domus*)であり、経済の中心、つまり都市 (*civitas*、*urbs*)であった・・・」と述べ、ブラウンシュヴァイクが城塞と都市の性格を併せもつことを指摘する⁽¹⁷⁾。そこで、以下では、必要に応じて都市⇨城塞ブラウンシュヴァイクと表記することにしたい。

この証書Bにおいて、城塞支配権との関連では、都市⇨城塞ブラウンシュヴァイク、ゾマーシエンブルク城塞に

ついでその「付属物」が存在することが明示されている。都市Ⅱ城塞ブラウンシュヴァイクの「付属物」は「*omnia inibi attinentia*」〔そこに付属するすべてのもの〕、ゾマーシェンブルク城塞の「付属物」は「*omnia attinentia*」〔すべての付属物〕である。いずれも *attinentia* が「付属物」を指す用語であるが、この用語は城塞周囲のヘルシャフトを意味することは、すでに証書 A との関連で比較的詳細に考察した通りである。なお、さらにブラウンシュヴァイクについては、やはり『ブラウンシュヴァイク韻文年代記』の中に、「*dhe herscaph in Brunswich*」〔ブラウンシュヴァイクのヘルシャフト〕⁽⁴⁸⁾、「*dhe herscaph von Brunswich*」〔ヘルシャフト・ブラウンシュヴァイク〕⁽⁴⁹⁾の記述が現れる。これらの記述もまた、「付属物」の用語は城塞周囲のヘルシャフトを含蓄することを改めて明示しているのである。なお *herschaph* 語られている「*dhe herscaph* ヘルシャフト」は、城塞の直近のヘルシャフトのみを意味するのではなく、もつと広領域的な上記のヴェルフェン家の支配領域 *Welfenland* を意味する筈である。

その他アッセル、リヒテンベルク、フォルスフェルデ、シルトベルク、シュタウフェンブルク、オステローデ、ヘルツベルク、シャルツフェルト、ラウターベルク、ホンシュタイン、ローテンブルクの一一の城塞については、「付属物」を具えている趣旨の記述は見当たらない。ただし、これらの城塞のうちヘルツベルクとシャルツフェルトについては、別の証書に「付属物」の記述が現れるので、これを見ることにしたい。皇帝フリードリッヒ一世は一一五八年、ラント分割を施行した三人の兄弟の父親ハインリッヒ獅子公から、バーデンヴァイラー *Badenweiler* 城塞並びに一〇〇人のミニステリアールンと五〇〇フーフエ *Hufe* の土地等を獲得し、その代わりにハルツに位置する帝国城塞ヘルツベルクとシャルツフェルト等を獅子公に自由財産として譲与している。これに関する国王証書の中に、「*castrum videlicet Hitzesberch et castrum Scartuelt, cum omnibus pertinentiis suis* すなわち、ヘルツベルク城塞とシャルツフェルト城塞……並びにそれらのすべての付属物 *pertinentia*」の記述が現れる。⁽⁵⁰⁾したがって、

例えば証書Bのようなある証書に城塞の「付属物」の記述が欠けていることを理由として、その城塞が「付属物」を欠いていると推定することはできない。結論を先取りして言えば、すでに「はじめに」でも述べたように、むしろその逆に、「付属物」の記述が欠けている場合でも、城塞は「付属物」を具えていると推定する必要があるのである。そこで、ヘルツベルクとシャルツフェルトの両城塞を除く上記のアッセル以下九つの城塞についても、「付属物」を具えているものと考えてよいことになる。この問題については、第五節の末尾で貴族支配権の象徴としての城塞との関連で、改めて論及するところにした。

次に、オットーからヴィルヘルムへの証書Cを見てみたい。その主な内容は以下の通りである。

証書C：「Otto Dei gratia Romanorum Rex et semper Augustus. Omnibus tam presentibus, quam futuris in perpetuum. Ad notitiam omnium pervenire volumus, quod nos, inherentes vestigiis partum nostrorum, qui res gestas, ne traderentur obliuioni, scripture mandarunt, ea, que a nobis et a fratribus nostris in dividenda hereditate sunt facta, vt firmitatem et perpetuum robur obtineant, nostro autentico scripto fecimus annotari. Itaque, conuocatis principibus et ministerialibus nostris, qui possessiones nostras bene nouerunt, plenam de ipsis possessionibus faciendi diuisionem contulimus potestatem : qui amicabiliter et pacifice inter nos talen fecerunt diuisionem, quod Luneborch et tota prouincia a Luneborch vsque ad fluiuium Senena, et ab eo loco, ubi Senena influit Albiam, quidquid est vltra Albiam vsque ad mare, et vsque ad Slauiam proprietatis, et circa Albiam ab eo loco, vbi Senena proprius est Danlo, usque Danlo, et a Danlo usque Witenghe, a Witenghe vero vsque Swibeke, a Swibeke vsque Wadenberch, a Wadenberge vsque Wagersteue, a Wagersteue usque in montem, qui dicitur Hart et Reyneke, in partem fratris nostri Wilhelmi cesserunt. Preterea quicquid autem est proprietatis a terminis predictis versus orientem, quod pariter noster possederat, Wilhelmi est. Hec sunt nomina Vrbium : Leuwenborch, Blankenborch, Regenstein, Heymeborch, Heddissakere, Dalenborch, Berge, Luchow, Dannenberg, Brome, Nienwalde. Insuper omnis proprietatis, quae est in Marchia, et tota

*proprietas Haldensleben, et proprietas tota in Nendorp, et omnes Ministeriales, qui infra prefatos terminos commorantur, preter Jordanem et Jusarium et Annonem. Huius rei testes sunt : …… 神の恩寵によるローマ人の王にして常に王国の拡大者オットー。現在の者並びに将来の者すべてに、永続的に。余は以下のことがすべての者に知られるに至ることを望む。すなわち、行われたことが忘却に委ねられないよう、余らの持分の標識に従いつつ、余と余の兄弟たちにより遺産の分割に関して行われたことを確実性と永続的な有効性を獲得するために、余の真正な証書に書き記させたと。このようなわけで、余の所領を良く知り呼び集められた諸侯と余のミニステリアーレンに、余の所領について分割を行う完全な権限を譲与した。彼らは合意に基づきかつ平和的に以下のような分割をすでに実行した。すなわち、リュエネブルク〔城塞〕及びリュエネブルクからゼーフエ川に至るまでの全支配領域 *tota provincia*、またゼーフエ川がエルベ河に合流する場所から、エルベ河を越えて海に至るまでのすべて、またスラヴ人の所有地まで、エルベ河の近くで、ゼーフエ川が〔村落〕ダレに最も接近する場所からダレまで、またダレからヴィティンゲンまで、他方でヴィティンゲンからスヴィーベケの小川まで、スヴィーベケの小川からヴァーデンベルグまで、ヴァーデンベルグからヴェガースレーベンまで、ヴェガースレーベンからハルトツと呼ばれる山の中まで、またラインベックが、すでに余の兄弟ヴィルヘルムの持分に移行した。さらに他方で、上述の境界線から東部に向かう自由財産であるものはすべて、余の父親〔「ハイニンリッヒ獅子公」が所有したものであるが、ヴィルヘルムのものである。以下が城塞の名前である。すなわち、ラウエンブルク *Laenburg*、ブランケンブルク *Blankenburg*、レーゲンシュタイン *Regenstein*、ハイムブルク *Heimburg*、ヒツアッカー *Hitzacker*、ダーレンブルク *Dahlenburg*、ベルゲン *Bergen*、リュエーヒョ *Lüchow*、ダネンブルク *Dannenb.erg*、ブローメ *Brome*、ニンヴォールデ *Nienwohde*。マルク *Mark*、ブランデンブルク *Brandenburg*〕にあるすべての自由財産、また自由財産ハルデンスレーベン *Haldensleben*〔城塞〕の全部、またニンンドルフ *Nendorp*〔城塞〕の全自由財産、また上述の境界線の内部に居住するすべてのミニステリ*

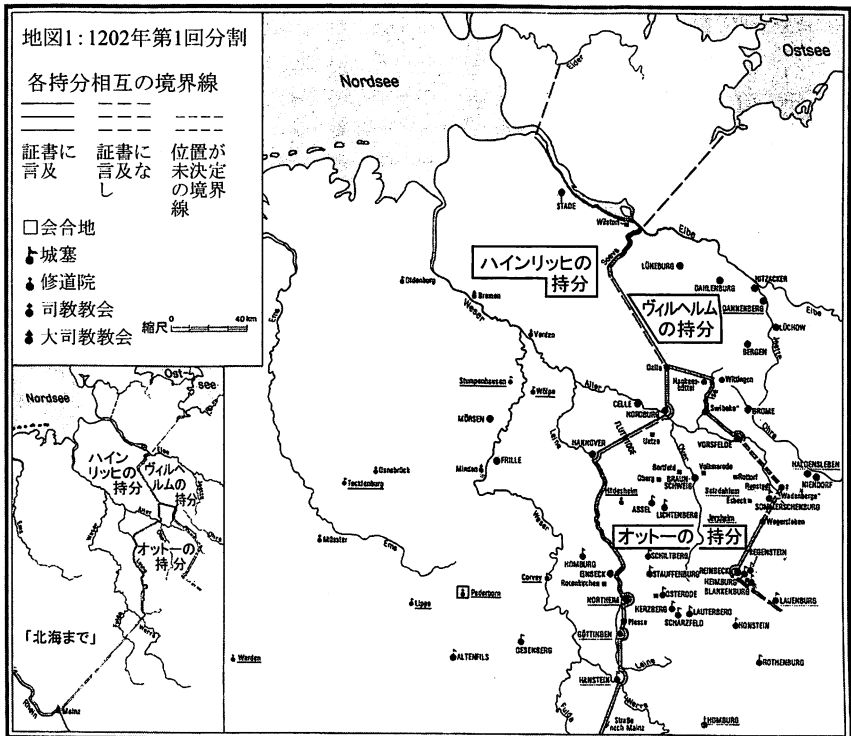
アーレン。ただし、ヨルダーノ Jordano とユサリウス Jusraris とアンノー Anno は除く。以上の事実の証人は以下である。……」⁽⁵²⁾

この証書Cによれば、ヴィルヘルムの持分（支配領域）とハインリッヒの持分（支配領域）間では、ゼーフエ川が境界線となり、これはさらに村落ダレまで延びる。境界線はそこで村落ヴィティンゲンの方向に向きが変わり、ここからヴィルヘルムに対するオットーの境界線と重なる。ヴィルヘルムの持分には、一二の城塞と一つの土地（ラインベック＝渡し場・村落）が帰属する。オットーに対する境界線の東側に位置しかつ彼らの父が所有したものすべし、及びゼーフエ川のエルベ河への合流点の右側のエルベ河のなまたの海までの領域、またスラヴの所領に至るまでの所領が、ヴィルヘルムに帰属した。リユーネブルクからゼーフエ川までの全支配領域 *totā provincia*・リユーネブルクが中心的部分を構成した。これに加えて、ヴィルヘルムにはなおマルク・ブランデンブルクの中の所領、ハルデンスレーベンとニンドルフとの全財産、ヨルダーノ以下三名を除くミニステリアーレンの全員が帰属した。

この証書Cはヴィルヘルムに独立的なヘルシャフト・リユーネブルクを割り当てたのである。『ブラウンシュヴァイク韻文年代記』の『*Willehalm daz gevele gah Luneborch und dhe herscaph* ヴィルヘルムに幸運がリユーネブルクとヘルシャフトを与えた」⁽⁵⁴⁾、あるいは「*Luneborch dhe herscaph*」〔ヘルシャフト・リユーネブルク⁽⁵⁵⁾〕という記述もまた、その証左となる。この証書Cにおいて、城塞支配権の観点からは、ヴィルヘルムに帰属した一四の城塞、つまりリユーネブルク、ラウエンブルク、ブランケンブルク、レーゲンシュタイン、ハイムブルク、ヒツアッカー、ダーレンブルク、ベルゲン、リユーヒヨ、ダネンベルク、プローメ、ニンヴオルデ、ハルデンスレーベン、及びニンドルフが問題となる。この証書では、リユーネブルク、ハルデンスレーベン、ニンドルフは城塞として言及されていないが、しかしこれらは、明らかに城塞として取り上げられる⁽⁵⁶⁾。先ず、「リユーネブルク〔城塞〕及びリユーネブルクからゼーフエ川に至るまでの全支配領域 *totā provincia*」の記述は、リユーネブルク城塞がこの

支配領域全体の中心をなすものであることを物語っている。また「自由財産ハルデンスレーベン（城塞）の全部、またニーンドルフ Nendorf（城塞）の全自由財産」の記述は、これらの城塞がその周囲の自由財産ないし所領（荘園 Fronhof）と統一体をなすと同時に、その中心を構成することを側面から明示しているといわなければならない。その他一一の城塞、つまりラウエンブルク、ブランケンブルク、レーゲンシュタイン、ハイムブルク、ヒツアツカー、ダーレンブルク、ベルゲン、リユーヒヨ、ダネンベルク、ブローメ、ニンヴオールデの城塞については、「付属物」に関する記述や支配の中心を構成することを示唆するような記述は、証書Cには全く見られない。「付属物」を欠くこのような城塞の問題については、やはり第五節の末尾で考察することにした。

改めて確認するならば、一二度に及ぶヴェルフエン家の相続分割の嚆矢となる三人の兄弟による一二〇二年の分割は、城塞リユーネブルクと都市⁽⁶⁷⁾城塞ブラウンシュヴァイクをヘルシャフトの二つの中心地として浮かび上がらせた。ところが、この時の分割行為は無意味なものとなった。なぜなら、オットーとハインリッヒは遺産を相続すべき息子を遺すことなく死亡したために、末の弟ヴィルヘルムの一人息子オットー幼童公がヴェルフエン家の諸ラントを再び一手に統合したからである。次にこの問題を考察することにした。



G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen im Mittelalter, 1987, Karte 1 を基に作成

- (1) ヴェルホフェン家のラント分割に関して、差当たり G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen im Mittelalter (Veröffentlichungen des Instituts für Historische Landesforschung der Universität Göttingen; Bd. 24), Diss. Göttingen 1984/85, 1987, S.3 を参照。
- (2) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.1,3.
- (3) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.4-11, 70-74.
- (4) 第三回分割に関する協定が伝承され「おぼろい」はともそも作成されなかった可能性が高いことについて、G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.6f, 45 と ebenda Anm. 251 を参照。
- (5) B. Schneidmüller, Die Welfen. Herrschaft und Erinnerung (819-1252), 2000 (Urban-Taschenbücher; Bd. 465), S.251f.; G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.12f.
- (6) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.223. ヨルダン著、上掲瀬原訳、六七頁。ロータルについて、ヨルダン著、上掲瀬原訳、二五三、二六五頁も参照。
- (7) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.227. ヨルダン著、上掲瀬原訳、一三二—一三四頁。
- (8) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.227f., S.233f.
- (9) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.228f.
- (10) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.234. ヨルダン著、上掲瀬原訳、二五三頁。
- (11) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.234.
- (12) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.223.
- (13) ヨルダン著、上掲瀬原訳、二五四頁。
- (14) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.251, 280f., 290; H. Patze, Die Welfen in der mittelalterlichen Geschichte Europas, in: Ausgewählte Aufsätze von Hans Patze, hrsg. von P. Johannek, E. Schbert und M. Werner (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für Mittelalterliche Geschichte, Bd. 1), 2002, S. 702.
- (15) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.235.
- (16) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.236. ヨルダン著、上掲瀬原訳、二五六頁以下。
- (17) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.236. ヨルダン著、上掲瀬原訳、二六一頁。ハインリッヒ獅子公の失脚後の動静と息子たちの状況について差当たり H. Patze, Die Welfen in der mittelalterlichen Geschichte Europas, S.588f. を参照。
- (18) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.239. ヨルダン著、上掲瀬原訳、二七四頁以下。

- (91) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.12. ヌルダン著「上掲瀬原訳」二七四頁以下。
- (92) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.12; B. Schneidmüller, Die Welfen, S.251.
- (10) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.12; B. Schneidmüller, Die Welfen, S.240.
- (93) 戸口三郎「源朝の領土と領土の分割」『歴史の謎』H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter, Bd.3: Kaiser und Reich, 1998 (Urban-Taschenbücher; Bd.463), S.212-221 [五十嵐修・浅野啓一・小倉欣一・佐久間弘展訳『西欧中世史事典II—皇帝と帝国—』二〇〇五年・一八九頁上段—一九七頁上段]; K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. 1: Bis 1250 (UTB 2734), 12. unveränd. Aufl., 2005, S.304-307; B. Schneidmüller, Die Welfen, S.242-250 参照。
- (94) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.244.
- (95) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.242.
- (96) B. Schneidmüller, Die Welfen, 245.
- (97) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.12.
- (98) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.12; B. Schneidmüller, Die Welfen, S.251. 二〇一四年の論文「W. Havemann, Geschichte der Lande Braunschweig und Lüneburg, Bd. 1, 1853 (Beiträge zur Geschichte, Landes- und Volkskunde von Niedersachsen und Bremen, Serie A: Nachdrucke (Reprints), Bd.20, 1974), S.273ff.; H. Patze, Die welfischen Territorien im 14. Jahrhundert, in: H. Patze (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert II (Vorträge und Forschungen, Hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für Mittelalterliche Geschichte, Bd. XIV), 1971, S.10ff. 参照。
- (89) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.12; B. Schneidmüller, Die Welfen, S.251.
- (90) W. Havemann, Geschichte der Lande Braunschweig und Lüneburg, Bd. 1, S.264, 273. 今有の概念は同じ「インリッヒト・リッターハインス」著「世良晃志郎」広中俊雄共訳『マイン私法概説』一九六一年・一六五頁を参照。
- (91) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.251.
- (92) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.13.
- (93) Origines Guelphicae, Hrsg. von G. W. Leibniz und Chr. Knipping, Bd.III, 1752, Nr. CXLIV, S.626f.
- (94) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.251. 九一頁の地図を参照。
- (95) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.33.
- (96) ハンシユタインは証書において明確に castrum (城塞) と記されているので、問題は無い。その他ノルトブルクが城塞であることについては G. Pischke, Der Herrschaftsbereich Heinrichs des Löwen. Quellenverzeichnis (Veröffentlichungen der Historischen Kommission für Niedersachsen und

Bremen II, Studien und Vorarbeiten zum Historischen Atlas Niedersachsens, 32. Heft, 1987, Nr.422 S.58; G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.207 <ハンノキ>のこぼれ G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr.413 S.58 <ハンノキ>のこぼれ G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr.16 S.6, S.118-4; M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.2, S.3 Anm.2, S.5, S.22f.; Handbuch der Historischen Stätten Deutschlands, II. Bd.: Niedersachsen und Bremen, Hrg.von K. Bräuning und H. Schmidt, 5., verbes. Aufl., 1986 (以下 HHS II ヲ参照), S.94; G. Dehio, Handbuch der deutschen Kunstdenkmäler: Bremen, Niedersachsen, bearb. von G. Weiß, Neubearb., stark erw. Aufl., 1992 (以下 HHS II ヲ参照), S.94; G. Dehio, Handbuch der deutschen Kunstdenkmäler: Bremen, Lexikon der deutschen Burgen und Schlösser, Bd.IV: Atlas, 1961, S.20; 20b <ハンノキ>のこぼれ G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr.416 S.57; HHS II, S.241f.; Dehio, Handbuch: Bremen, Niedersachsen, S.1241f.; C. Tilmann, Lexikon der deutschen Burgen und Schlösser, Bd. IV: Atlas, S.40: 20e (bei Stadoldendorf): <ハンノキ>のこぼれ Monumenta Germaniae Historica, Latinfürsten- und Dynastienkunden der Kaiserzeit, I. Band: Die Urkunden Heinrichs des Löwen, Herzog von Sachsen und Bayern, unveränd. Nachdruck der 1941-1949 erschienenen Ausgabe, bearb. von K. Jordan, 1995 (以下 Urk.HdL ヲ参照), Nr.35, S.50 (astrum neum Dassenberch [余のハンノキ城塞]); G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr.409 S.56; G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.207 <ハンノキ>のこぼれ G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr.404 S.56; G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.20 参照。

(35) H.Patze, Die Begründung des Herzogtums Braunschweig im Jahre 1235 und die >> Braunschweigische Reichschronik <<, in: Ausgewählte Aufsätze von Hans Patze, S.598f.,607.

(36) Braunschweigische Reichschronik, in: Monumenta Germaniae Historica. Deutsche Chroniken, Bd. II, hrg. von L. Weiland, 1877, S.530.

(38) comita (comitia, comecia 等) は一世紀から三世紀までの国制上の発展と貴族層内部の身分的再編成過程に伴って新たに登場した用語である。本来の真正なグラーフ(伯)は一世紀以後、ラントグラーフ Landgraf、宮中伯 Pfalzgraf、辺境伯 Markgraf のとき特別な称号をもつてはじめて、グラーフの称号をもつにすぎないその他の貴族から分かれ、その多くの者はラテンデスヘルへと上昇していった。他方で、グラーフ称号をもつにすぎないその他の貴族、不真正な称号グラーフ、つまりグラーフの位階を得るまでに上昇した自由人貴族の家系であり、このような称号グラーフの支配領域は、真正なグラーフの支配領域が comitatus と呼ばれたのと異なつて comitia と呼ばれた。上掲拙著『ハンノキ封建社会の構造』一五章三三三頁を参照。

(39) Origines Guelficae, hrg. von G. W. Leibnitz und Chr. Knipping, Bd.III, j1752, Nr. CXLV, S.627f.

(40) 以上の叙述はこぼれ G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.16; B. Schneidmüller, Die Welfen, S.251f. 参照。

(41) フォルムフェルデは渡河記のみならず同時に城塞があった。Dehio, Handbuch: Bremen, Niedersachsen, S.1317; HHS II, S.469; C. Tilmann, Lexikon der deutschen Burgen und Schlösser, Bd.IV: Atlas, S.88: 20 c, 40, 41 H. Patze, Die welfischen Territorien, S.15 参照。

- (42) ブラウンシュヴァイクは一二三四年に史料上初めて言及される城塞に依拠する商人定住地 *Wik* から都市へと発展していった (HHSD II, S.63)。一二世紀後半期にハインリッヒ獅子公が壮麗な城塞タンクヴァルトローデを都市の中心に建設し、これを居城とした (Burgen in Mitteleuropa. Ein Handbuch, Band II : Geschichte und Burgenlandschaften, hrsg. von der Deutschen Burgenvereinigung e. V., durch Horst Wolfgang Böhme, Bussow von der Dolle, Dieter Kerber, Cord Meekesper, Barbara Schock-Werner, Joachim Zeune, 1999, S. 84(rechts)-85 (links))。)
- (43) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.251,278 ; Burgen in Mitteleuropa, Bd.II, S. 84(rechts)-85 (links)。
- (44) G. Pischke, Der Herrschaftsbereich,Nr.157 S.56 ; C. Tiffmann, Lexikon der deutschen Burgen und Schlösser, Bd. IV : Atlas, S.18 : 20g, 214, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000)
- (45) Braunschweigische Reichschronik, S.552 und 566。
- (46) 後述九六一—九八頁を参照。
- (47) B. Schneidmüller, Burg - Stadt - Vaterland. Braunschweig und die Welfen im hohen Mittelalter, in : Johannes Fried und Otto Gerhard Oexle (Hrsg.), Heinrich der Löwe. Herrschaft und Repräsentation (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd. LVII), 2003, S. 76。
- (48) Braunschweigische Reichschronik, S.551。
- (49) Braunschweigische Reichschronik, S. 551。
- (50) Braunschweigische Reichschronik, S.552。
- (51) MGH DD FI Nr.199, 1の交際や領地事情について、著者たる B. Schneidmüller, Die Welfen, S.187 を参照。
- (52) Origines Guelficae, hrsg. von G. W. Leibniz und Chr. Knipping, Bd.III, 1752, Nr. C C C L II, S.853。
- (53) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.17 ; B.Schneidmüller, Die Welfen, S.251。
- (54) Braunschweigische Reichschronik, S.530. G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.33 を参照。
- (55) Braunschweigische Reichschronik, S. 552。
- (56) リューネンブルク城塞について G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr.116 S.25 ; M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.2f, 4; HHSD II, S.311ff. ; Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.873。ホルデンスレーン城塞について G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr.412 S.56 usw. ; G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.23。ニーエンブルク城塞について G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr.421 S.58 ; Derselbe, Die Landesteilungen der Welfen, S.23 を参照。

三 一二二三年国王オットーの死亡と宮中伯ハインリッヒによる相続人の指定

皇帝オットー四世が帝国を巡る激烈な闘争に忙殺されている最中、一二二二年か一二二三年に弟のヴィルヘルムが死亡した⁽¹⁾。後には、未成年の一人息子オットー幼童公（生没年二〇四―五二年）が遺された。皇帝オットーは一二二四年に結婚したが、結局子孫を遺さないまま一二一八年に死亡した⁽²⁾。他方で、長兄のハインリッヒには一人息子で同名のハインリッヒがおり、当面期待はこのハインリッヒに掛けられたが、一二一四年にこのハインリッヒも子孫を遺さずに夭折してしまった⁽³⁾。なお、ハインリッヒには二人の娘がおり、そのうち姉のイルムガルト *Imgart* は一二一七年頃にバーデン辺境伯ヘルマン五世 *Markgraf Hermann V. von Baden* と、妹のアグネス *Agnes* は一二二二年にヴィッテルスバッハ家のライン宮中伯オットー二世 *Otto II.* と結婚した⁽⁴⁾。その結果、末の弟ヴィルヘルムの一人息子オットー幼童公が、ヴェルフェン家の男系の相続人としては、唯一残る人物となった⁽⁵⁾。この状況を考慮した上で⁽⁶⁾、三人の兄弟のうちで最後に残った長兄のハインリッヒは、自身の死亡の三年前一二二三年に⁽⁶⁾、自身の二人の娘婿バーデン辺境伯ヘルマン五世とライン宮中伯オットー二世を無視して、男系親優先の解決法をとる決断を下し、甥のオットー幼童公を自身の相続人に指定した⁽⁷⁾。そこで、この相続人指定に関する証書Dを見てみたい。その主な内容は次の通りである。

証書D : 「*Henricus Dei gracia dux Saxonie, comes palatinus Rheni, omnibus in perpetuum. Notum igitur facimus tam presentibus quam posteris universis, quod nos post multa obsequia, expensas et labores, quos karissimus nepos noster Otto, dux de Luneborch, propter nos pertulit incessanter, ei dilectionem debitam non immerito duximus exhibere et communicato fidei-*

um nostrorum consilio ipsi tanquam heredi nostro et legitimo successori cupheo nostro a capite dempto porreximus et in propri-
 um dedimus Brunswich civitatem cum universis ministerialibus et cum omnibus castris et bonis pertinentibus ad eandem. As-
 signavimus quoque et dedimus ei omnem hereditatem et proprietatem nostram tam in aliis civitatibus quam in castris et villis,
 liberis seu porrectis, rogantes universos ministeriales nostros et monentes eos per eam, qua nobis et nostris progenitoribus te-
 nentur, fidem et dilectionem, similiter burgenses et ruricolae nostros, ut fideliter ei serviant et tanquam suo legitimo domino
 sint subjecti, quando perceperint, nos obisse. Pheoda etiam nostra ipsum de manu nostra recognoscimus accepisse, que tenemus
 ab ecclesia Bremense, Verdense, Mindense, Magdeburgense, Halberstadense, Hildensemense, Werdimense, Quedlingebur-
 gense, Gandershemense et Corbeyense, et supplicamus omnibus dietarum ecclesiarum dominis nostris, ut ei favorabiliter porri-
 gant pheoda nostra, ad honores et profectus ipsum sollicito promoventes. Actum est in palatino Brunswic 神の
 恩寵によるザクセン大公、ライン宮中伯、ハインリッヒはすべての者に永続的に「知らしめる」。・・・したがっ
 て、現在の者と同様将来の者すべてにも以下のことを知らしめる。すなわち、最も親愛な余の甥オットー、リユー
 ネブルク大公が余のために不断に堪えつつ果たした義務、出費と労力の故に、この者に至当な慈愛を示すよう指令
 したことは不当ではなく、また余の家臣たちの共同の助言に基づき、余の相続人と同時に適法な継承者たる同人
 に、頭上から取り去った帽子をもつて、都市ブラウンシュヴァイクをすべてのミニステリアールンとともに、かつ
 同都市に属するすべての城塞や所領とともに、すでに渡しかつ所有物として与えたと。その他の都市の形であ
 れ・・・城塞と村落の形であれ同人に余のすべての遺産と所有物をもすでに譲渡した。余が死亡したことを知った
 時に、忠実に同人に仕えまた適法な主人たる同人に服従するよう、余のすべてのミニステリアールンに願ひ、かつ
 余と余の祖先に義務づけられている誠実と慈愛を通じて、そのようにミニステリアールンを戒めるものである。ま
 たさらに、余がブレーメン、フェルデン、ミンデン、マクデブルク、ハルバーシュタット、ヒルデスハイム、ヴェ

ルデン、クヴェードリンブルク、ガンダースハイム及びコルバイの各教会から余が保有する余のレーエンを、同人がすでに余の手から受領したことを確認する。・・・居城ブラウンシュヴァイクで作成された。・・・」⁽⁸⁾

この証書によれば、ハインリッヒは頭の帽子を取って甥のリューネブルク大公オットーに手渡し、同人を自身の相続人、適法な継承者に指定した。帽子を手渡すという象徴的な行為によって、ハインリッヒはレーエン財産を含めて自身の全財産をヴェルフエン家の中で唯一の男系の支配権保持者オットーに譲与したのである。証書Dに記されるこの財産は、未だ都市、城塞、村落、ミニステリアーレン等に対する支配権や権利の寄せ集めであることが窺われる。しかしともかく、ブラウンシュヴァイクがミニステリアーレン、その他の都市、城塞、村落、所領がそこに付属する支配の中心ないし周囲の支配領域の中心として言及されていることは注目すべき事実であるといわなければならない。B・シュナイトミュラーは、⁽⁹⁾ 正当にも、この点に「ラント・ブラウンシュヴァイク Land Braunschweig」の成立を見ている。なおこの証書において、ブラウンシュヴァイクは都市と呼ばれているが、しかし都市と城塞の二重の意味に理解されるべきことは、すでに述べた通りである。こうして、一二〇二年の相続分割と同様に、一二二三年ハインリッヒによる相続人指定の証書においても、リューネブルク城塞はリューネブルク大公領の中心として、都市＝城塞ブラウンシュヴァイクはその周囲の支配領域（ラント・ブラウンシュヴァイク）の中心として浮かび上がってくるといえよう。

(1) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.34; B. Schneidmüller, Die Welfen, S.265.

(2) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.265f., 268.

(3) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.265.

(4) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.268.

(5) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.270.

- (6) 一二二六年二月二十九日がハインリッヒの死亡日である。B. Schneidmüller, Die Welfen, S.273.
- (7) G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S.34Anm. 189; B. Schneidmüller, Die Welfen, S.270f.
- (8) Urkundenbuch der Stadt Braunschweig, Bd.2, hrg. von Ludwig Hänselmann, 1900, Nr.60. 1)の相続人の指定に關して H. Patze, Die welfischen Territorien, S.12f.; Ders., Die Begründung des Herzogtums Braunschweig im Jahre 1235 und die >> Braunschweigische Reichchronik <<, S.593f. 2)参照。
- (9) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.271.

四 一二三五年オットー幼童公の帝国諸侯身分への昇格

最初に、この帝国諸侯身分への昇格をもたらした事情に簡単に言及しておきたい。シュタウフェン家の皇帝ハインリッヒ六世の遺児フリードリッヒ(二世)は、叔父の国王フィリップ・フォン・シュヴァーベンが一二〇八年に暗殺された後、一二二二年にヴェルフェン家の国王オットー四世の対立国王に選挙された。しかし上述したように、オットー四世は一二一八年に死亡したために、以後再びシュタウフェン家の国王フリードリッヒ二世の単独支配が確立された。フリードリッヒは一二二〇年皇帝にも推戴された。一方のシュタウフェン家とカペー王朝フランスの陣営と他方のヴェルフェン家とプランタジネット王朝イングランドの陣営は、長年に亘って対立を繰り返してきたが、皇帝フリードリッヒは一二三五年八月イングランドのジョン欠地王の息女イサベラ Isabella と結婚したために、この陣営状況は解体するに至った。⁽¹⁾ さらに皇帝は反抗する自身の息子ハインリッヒ(七世)との闘争を成功裏に遂行するために、同盟者を探していた。これらの事情が背景となつて、皇帝フリードリッヒは積年の対立關係にあつたヴェルフェン家のオットー幼童公と和解を行う必要に迫られた。こうして、皇帝は一二三五年マインツの宮廷会議においてオットーを帝国諸侯身分(大公)へ昇格させると同時に、オットーのために新たにブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公領 Herzogtum Braunschweig=Lüneburg を創設するに至った。⁽²⁾

これに関する証書Eの主な内容は次の通りである。先ずレーエン寄進行為について。

証書E：「In qua dum assidentibus nobis principibus nostra serenitas resideret de reformando terre statu disponens, nominatus Otto de Luneburch flexis genibus coram nobis, omni odio et rancore postpositis, que inter proavos nostros existere poterunt, se totum in manibus nostris exposuit, nostris stare beneplacitis et mandatis, et insuper proprium castrum suum Luneburch, quod idiomate Teuthonico vocatur eygen, cum multis aliis castris, terris et hominibus eidem castro pertinentibus in nostram proprietatem et dominium specialiter assignavit, ut de eo, quicquid nobis placeret, tanquam de nostro proprio faceremus. Nos autem, qui tenemur modis omnibus imperium augmentare, predictum castrum de Luneburch cum omnibus castris, pertinentiis et hominibus suis, quemadmodum ex eiusdem Ottonis assignatione in proprietatem accepimus, in presentia principum in imperium transtulimus et concessimus, ut per imperium infeodari deberet. Civitatem insuper de Brunswick, cuius medietatem proprietatis domini a marchione de Baden et reliquam medietatem a duce Bavarie, dilectis principibus nostris, eminus pro parte uxorum suarum, que fuerunt quondam filie Henrici de Brunswick comitis palatini Reni, patruj dicti Ottonis, similiter in eadem curia imperio concessimus, proprietatem nobis debitam in dominium imperii transferentes. その(宮廷)において、レントの体制を改革することについて決定すべく、朕の諸侯が会議を行いまた朕が玉座に座った時に、上述のオットー・フォン・リューネブルクが朕の前に跪き、朕らの父祖の間に存在しえたすべての敵視と遺恨を度外視して、朕の恩恵と命令に応ずるべく、全面的に自身の運命を朕の手に委ねた。またさらにオットー・フォン・リューネブルクはドイツ語でアイゲン eygen (所有物) と呼ばれるその所有のリューネブルク城塞を、同城塞に付属するその他多くの諸城塞・所領・及び従属民と共に、朕の所有物 [proprietas] 及び「支配権」 [dominium] として、特に寄進した。かくして、この城塞について、朕はあたかも朕の所有物についてなしうるごとくに、朕が欲することをすべくなしうる。しかし、全力を挙げて帝国を拡大する義務を負っている朕は、帝国によってレーエンとして授封され

うるべく、朕が同オットーの寄進により所有権として受領したのと同様に、上述のリューネブルクの城塞をそのすべての「付属」城塞・付属物・従属民とともに、諸侯の臨席の下で帝国に対して譲渡し引き渡した。さらに都市ブラウンシュヴァイク——その所有物の「支配権」[dominium]の半分をバーデン辺境伯から、残りの半分をバイエルン大公から（いずれも朕の親愛な諸侯であるが）、同オットーの父方の伯父たるライン宮中伯ハインリッヒ・フォン・ブラウンシュヴァイクのかつての娘たちであるこの二人の妻たちの持分として、朕は購入したが——を、同じく同宮廷において帝国に譲渡した。その際に、朕に当然帰せられるべき所有権を帝国の支配権として譲渡するものである・・・」。

次に、同じ証書（これを便宜上証書Fと呼ぶことにしたい）の中で、レーエンの授封と新たな大公領の創設について次のように記されている。

証書F：「Quapropter cum consilio, assensu et assistencia principum civitatem Brunswich et castrum Luneburch cum omnibus castris, hominibus et pertinentiis suis univimus et creavimus inde ducatum et imperiali auctoritate dictum consanguineum nostrum Ottonem ducem et principem facientes ducatum ipsum in feodum imperii ei concessimus, ad heredes suos filios et filias hereditarie devolvendum, et eum sollempniter iuxta consuetudinem investivimus per vexilla・・・それ故に、諸侯の助言・同意・助力を得て、都市ブラウンシュヴァイクとリューネブルク城塞並びにそのすべての「付属」諸城塞・従属民・付属物を結びつけ、そこから一つの大公領 ducatus を創設し、また皇帝の権威によつて、親戚の同オットーを大公並びに諸侯となしつづ、息子であれ娘であれ同人の相続人に相続権に基づいて継承されるべく、同大公領を帝国レーエンとして同人に授封し、また同人に対して厳肅に慣習に従い旗をもって授封した・・・」。

証書EとFから、第一に、オットー・フォン・リューネブルクは自身が所有するリューネブルク城塞並びにこれに付属するすべての所領と従属民を帝国に譲与（寄進）したこと、第二に、これに対して、皇帝フリードリッヒ二

世は、すでに帝国が獲得していた都市ブラウンシュヴァイクを従来のオットーの所領に付け加えて、オットーの所領の全体を大公領（ブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公領）に昇格させたこと、最後に、皇帝はオットーを帝国諸侯（大公）へ昇格させると同時に、この大公領をオットーに授封したこと等が明らかになる。先ず証書Eにおいて注目すべきことは、寄進前のオットーの支配権が「リューネブルク城塞を、同城塞に付属するその他多くの諸城塞・所領・及び従属民」というように、リューネブルク城塞とその他これに付属する城塞・所領・従属民をもって表現されると同時に、城塞を中心とするこれらの支配権の総体が「支配領域」[dominium]と表現されていることである。このことはオットーの支配権（領国、ラント）の中核がリューネブルク城塞であること、またその支配権は巨大な城塞支配権（支配領域 *dominium*）として理解されていたことを意味するものなのである。この事実は本稿の視角との関連で注目されるべきである。この関連で、H・パッツェは「付属物の語によって、これが何らかの自由所有財産であることが表現されているのではなく、諸侯領の規模をもつ諸ラントの複合体であることが表現されている」と述べているが、⁽⁵⁾この付属物（巨大な支配権）が城塞を中核とすることを看過しているといわざるをえない。

なお「支配領域」[dominium]とは、勿論 *dominium*（支配権）が行使される領域であるが、同時に裁判権が行使される領域、換言すれば裁判区でもある。次にこれを示す史料を見てみたい。皇帝フリードリッヒ二世はブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公領が創設された二ヶ月後、一二三五年一〇月三一日、グラーフシャフト・シユターデのシニステリアーレンに対する指令の中で、「..... *universis ministerialibus infra comitatum Stadensem constitutis et ad dominium de Brunswic pertinentibus, Credimus ad vestram audientiam pervenisse, qualiter de consilio principum dilectorum O. de Luneborch, dilectum nostrum, in principem creaverimus, concedentes ei de gracia speciali ducatum de Brunswic cum omnibus iusticiis et rationibus pertinentibus ad dominium civitatis ipsius de Brunswic. グラーフシャフト・*

シュターデの中に居住しかつブラウンシュヴァイクの支配領域[dominium]に属するすべてのミニステリアーレンに対して……。朕の誠実なる諸侯の助言に従い、朕の家臣オットー・フォン・リューネブルクを諸侯に昇格させたことは、すでに汝らの耳に届いているものと考えるが、同時に同人に特別の恩寵により、ブラウンシュヴァイク大公領を、同都市ブラウンシュヴァイクに対する支配権[dominium]に属する裁判権[*iusticiae*]及び権原[*rationes*]のすべてとともに授封した」と述べている。⁽⁶⁾この証書は[dominium]（「支配領域」、「支配権」）の用語は裁判権延いては裁判領域や裁判区の意味をも含むことを、極めて鮮明に示しているものである。したがって、D・ヴィロヴァイトが中世において *dominium* とは裁判権と裁判収入を包括する用語であると述べたことは、全く正当である。⁽⁷⁾これも無視することができない観点である。また大公領創設に関する証書Fの中の「都市Ⅱ城塞ブラウンシュヴァイクとリューネブルク城塞を、それらのすべての〔付属〕諸城塞・従属民・付属物共々結びつけ」という記述は、都市Ⅱ城塞ブラウンシュヴァイクを中核とする都市Ⅱ城塞支配権とともに、リューネブルク城塞を中核とする城塞支配権が新しい大公領の中核をなしたことを示している。またこの城塞支配権Ⅱ支配領域 *dominium* は、すでに証書AとCとの関連でしばしば言及した「ヘルシャフト」(*herschap, herscap*)に対応するものであることは、もはや多言を要しないであろう。

要するに、一二三五年皇帝フリードリヒ二世によって新たに創設されたオットー・フォン・リューネブルクのブラウンシュヴァイクⅡリューネブルク大公領は、一方の都市Ⅱ城塞ブラウンシュヴァイクを中心とする都市Ⅱ城塞支配権と他方のリューネブルク城塞を中心とする城塞支配権から構成される支配領域 *dominium* であつたと結論してよいことになる。同時に、大公並びに帝国諸侯へと昇格したオットーがこのような支配領域 *dominium* に対して行使する支配権を、我々はランデスヘルシャフトと呼ぶことができる。ブラウンシュヴァイクⅡリューネブルク大公領の創設をヴェルフエン家のランデスヘルシャフないし領国の成立の画期と捉えてよいことを、「この和解

「一三二五年のシュタウフェン家とヴェルフエン家の和解」はオットー「幼童公」とその息子たちに、北ドイツのランドスヘルシャフトへの方向を指し示した（傍点＝筆者）とするB・シュナイトミュラーの見解も示している。⁽⁸⁾ H・K・シュルツェSchulzeもまた、一三二五年の *dominium Brunswic* を一つの例に挙げつつ、「ドイツにおける領域国家の成立とともに、*Dominium* はランドスヘルシャフトを示す技術的用語 *terminus technicus* となった」と述べている。⁽⁹⁾ この指摘もブラウンシュヴァイク＝リュネブルク大公領の創設をヴェルフエン家のランドスヘルシャフトないし領国の成立の画期と捉えてよいとする見解を支持するものである。ブラウンシュヴァイクとリュネブルクのそれぞれを中心とする支配権に関する情報は、その後一二六七年の二度目のラント分割契約にも登場する。次節で、補足的にこれに関する証書を検討することにした。

- (一) B. Schneidmüller, *Die Welfen*, S.279f.
- (二) K. Kroeschel, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. 1, S. 291f.; B. Schneidmüller, *Die Welfen*, S.280. 「この大公領の新たな創設に關し、差当たり H. Patze, *Die Begründung des Herzogtums Braunschweig im Jahre 1235 und die >> Braunschweigische Reimchronik <<を參照。*
- (三) K. Zeuner (bearbeitet), *Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit*, Nr.59. 同註釋は L. Weinrich (Ausgewählt und übersetzt), *Quellen zur deutschen Verfassungs-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte bis 1250*, Nr. 120 a, S. 484 ff., hier S. 486 に於て収録されてゐる。本文の引用は後者による。
- (四) K. Zeuner (bearbeitet), *Quellensammlung*, Nr.59; L. Weinrich, *Quellen*, S. 488. 本文の引用は後者による。
- (五) H. Patze, *Die welfischen Territorien*, S.13.
- (六) L. Weinrich, *Quellen*, S.490.
- (七) D. Wilflowitz, *Rezeption und Staatsbildung*, in: *Ius Commune*, Sonderheft 30, 1987, S. 34, 38; Ders., *Zum Einfluss gelehrten Rechtsdenkens des 13. Jahrhunderts*, in: *STUDIA GRATIANA XXXVII* (Festschrift F. Weigand), 1996, S. 578 ff.
- (八) B. Schneidmüller, *Die Welfen*, S.282.
- (九) H. K. Schulze, *Dominium*, öffentlich-rechtlich, in: *Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte*, 2., völlig überarb. und erw. Aufl., hrsg. von Al-

五 一二六七／六九年のラント分割契約

まず、この第二回ラント分割に至る経過について述べるならば、ブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公オットー幼童公は一二五二年に死亡し、四人の息子を遺した。そのうち、四男のオットーと五男のコンラートは聖職身分に入り、それぞれヒルデスハイム司教、フェルデン司教となった。⁽¹⁾二男のオットーは父親のオットー幼童公の死よりも五年前にすでに他界していた。残りの長男アルブレヒトと三男ヨーハンの兄弟は、父親の死後一二六七年まで一五年間その遺産（領国）を共同で統治し、一二六九年に遺産の分割を実行した。⁽²⁾この時の分割については、本来の分割証書は存在せず、一二六七年の予備契約の写しが伝承されているにすぎないが、その内容は注目すべき厳密さを示している。⁽⁴⁾そこで、以下では、この一二六七年の予備契約を検討の対象としたい。いかなる理由がこの分割を決断する機縁となったのかは明らかになっていないが、以下に掲げる証書Gの冒頭にある「ブランデンブルク辺境伯オットーの仲裁に基づいて」（傍点＝筆者）の記述は、アルブレヒトとヨーハンの兄弟の間に生じた争訟の和解が一つの機縁となったことを確実に物語っている。なお、この度の分割は帝国レーエンの細分化に当たることが、この種の分割に関してすでに一〇〇年以上も前に、皇帝フリードリッヒ一世の時代の帝国決議によって、国王の承認を必要とするという処置が取られていた。⁽⁵⁾しかし、帝国における国王の地位が弱体であったために、国王の了解を得ることは回避されたのである。

一二六七年のラント分割契約（予備契約）に関する証書の主な内容は以下の通りである。

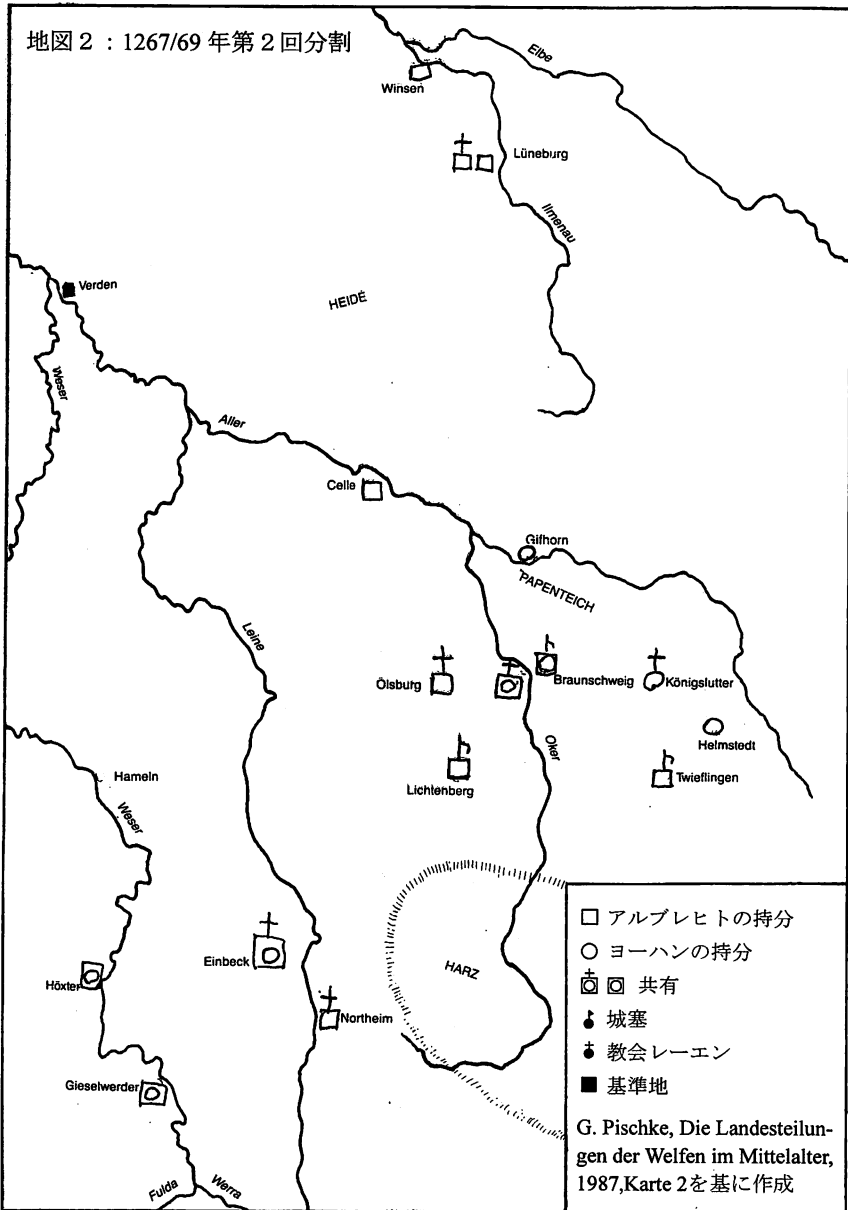
証書G：「Hec est forma, qualiter mediante Illustri Principe Marchione Ottone in brandemb, super separatione et divisione

Illustrium Principum Alberti et Johannis Ducum in Brunsw. Presentibus vtriusque Consiliaris existit placiatum. Quinta feria ante. Dominicam Judica miserunt sortem cum Tessibus dicti Duces. quis ex eis bona ipsorum et dominium eque diuideret et alter eligeret partem que sibi magis placita videretur. Cecidit itaque sors super Ducem Albertum. vt diuidere debeat. qui tam dominium quam homines. tam distincte et remote in diuisione ab inimicem separabat. quod nullus pressuram ab altero patiatur. Brunsw erit Dominium speciale, et luneb aliud per se. et ad vnum istorum apponetur Tzellis. et ad aliud dominium Ghiforne. et hoc stabit in arbitrio diuidentis. Vtrem Brunsw tenebunt ambo. et de ea debebunt principes nominari. 以下は、いかにして高貴な諸侯、ブランデンブルク辺境伯オットーの仲裁に基づいて、ブラウンシュヴァイクの大公、高貴な諸侯、アルブレヒトとヨーハンによる切離しと分割に関して、両大公の現在の顧問たちにより裁判が開催されたかの証書である。先の金曜日、御受難の主日に、上記の大公たちはさいころによる籤を使う分割を決定し、二人のうちの一方が自分たちの所領と支配権 *dominium* を同等に分割し、また他方は自身にとりより多く好ましいと思われた持分を選択した。このようなわけで、分割する義務を負うべく、籤は大公アルブレヒトに当たった。誰も他方から圧迫を受けないように、アルブレヒトは支配権 *dominium* と同様に従属民をも、分割により別々にかつ判然と相互に分割するものとする。ブラウンシュヴァイクは特別の支配権 *dominium* であり、リューネブルクも他方の独立の支配権 *dominium* であり、またそれらの支配権 *dominium* の一方にツェル Celle が、他方には支配権ギフホルン *dominium Gifhorn* が付加され、またこのことは分割する者の判断に委ねられるものとする。・・・ブラウンシュヴァイク城塞を両者が所有するものとし、かつこの城塞に因んで姓を名乗る義務を負うものとする。・・・」⁽⁶⁾ この証書においては、ブラウンシュヴァイクの「特別の支配権 *dominium*」とリューネブルクの「独立の支配権 *dominium*」の各々が、アルブレヒトとヨーハンのいずれに帰属するのかが書かれていない。「ブラウンシュヴァイク韻文年代記」によれば、ブラウンシュヴァイクの「特別の支配権 *dominium*」はヨーハンに、リューネブルクの

「独立の支配権 *dominium*」はアルブレヒトに帰属したという。⁽⁷⁾ 本稿との関連では、この証書において、ブラウンシュヴァイクとリューネブルクが分割されかつ割り当てられた「支配権 *dominium*」の中心を構成したことが、改めて浮き彫りになったものといわなければならぬ。さらに、支配権ギフホルン *dominium Gifhorn* の存在が新たに明確になることも注目される。ギフホルンも城塞であり、しかも言うまでもなく、支配権ギフホルン *dominium Gifhorn* とは、ギフホルン城塞を中核とする城塞支配権として把握されるべきものである。⁽⁸⁾ ただし、ギフホルンの支配権Ⅱ支配領域とは、これまでの諸証書に現れたブラウンシュヴァイクとリューネブルクの支配権Ⅱ支配領域と異なっており、大規模なものではなく、城塞周囲の相対的に小規模な支配権Ⅱ支配領域である。また証書の末尾にある「ブラウンシュヴァイク城塞を両者が所有するものとし、かつこの城塞に因んで姓を名乗る義務を負う」という記述は、ブラウンシュヴァイク城塞がアルブレヒトとヨーハン兄弟の共有財産とされたことを示している。ブラウンシュヴァイク城塞には大公の位階が付着していたために、この城塞が両者の共有の財産であることは絶対に必要なことだったのである。⁽⁹⁾ このことは、ブラウンシュヴァイク城塞が大公つまり帝国諸侯としてのヴェルフェン家の支配権、権力と声望を象徴的に表現するものであることを物語っている。要するに、この例は城塞が貴族支配権の何にも優る象徴そのものであったことを遺憾なく明示している。

最後に、付属物に関する記述を欠く城塞の問題について言及することにした。筆者は、「はじめに」の冒頭でも述べたように、神聖ローマ帝国のシャテルニー（城塞支配権）を論じた別稿において、すでに諸学説の検討と史料の分析に基づいて、史料に「城塞のみ」ないし「付属物を除いて」の記述がない限り、単に城塞だけが記述されているとしても、付属物の記述が省略されているものと考えなければならないこと、換言すれば、城塞名だけですでに城塞のヘルシャフト、つまり城塞周囲の所領と支配権、つまりシャテルニーを表現していることを結論として指摘しておいた。⁽¹⁰⁾ したがって、その際同時に、「城塞の名称は、ヘルシャフトないし財産を同定する中枢部として把握

地図 2 : 1267/69 年第 2 回分割



されるべきであり、提喻つまり（部分で全体を表す表現法）として、このヘルシャフトないし財産を代表している」というJ・フリードリヒス Friedrichs の見解⁽¹⁾、さらに「城塞を示す名称はしばしばヘルシャフトと同義で使われた。ヘルシャフトの売却の際に、たいてい単に城塞の売却という表現が行われるか、「城塞を付属物と共に」の決まり文句が使われた。この場合に、ヘルシャフトは「付属物として」城塞に属した。両者（「城塞と付属物」は相互に不可分に結び付けられていた」とするH・エーブナー Ebner の見解⁽²⁾は適切な見解であることも併せて確認しておいた。また証書Bに現れる「付属物」の記述を欠く九つの城塞のうち、ヘルツベルクとシャルツフェルトについては、別の証書に「付属物」の記述が現れる事実も、付属物の記述が省略されていると考える必要があるとする我々の観点を支持するものである。また「原則的に経済的な財産と支配権的諸権利が付属していることは、中世の城塞の本質に属する」とするH・M・マウラーの指摘⁽³⁾、さらに「どの城塞にも何らかの支配権的諸権利が付属させられていた」とするK・H・シュピース Spiess の指摘もまた、看過しえない証左となる。ただし、フェーデの際に敵方の城塞を攻撃する目的で建設された対抗城塞 *Turmburg* が、フェーデの後に建設者によって破壊されることがあり、このような場合に城塞周囲の支配権形成は問題にならず、付属物も問題にならないことは、言うまでもない⁽⁴⁾。

証書Aに登場する城塞はすべて「付属物」を具えていたことはすでに見た通りである。したがって、証書Bにおいて、ヘルツベルクとシャルツフェルトを除いて、「付属物」に関する記述を欠く七つの城塞、つまりアッセル、シルトベルク、シュタウフェンブルク、オステローデ、ラウターベルク、ホンシュタイン、ローテンブルクの九つの城塞について、また証書Cにおいて、「付属物」に関する記述を欠く一一の城塞、つまりラウエンブルク、ブランケンブルク、レーゲンシュタイン、ハイムブルク、ヒツアッカー、ダーレンブルク、ベルゲン、リュューヒヨ、ダネンベルク、ブローメ、ニンヴオールデの城塞についても、それぞれその周囲に「付属物」ないしヘルシャフトを具えた城塞支配権を構成したものと考えられなければならない。次節では、このような城塞支配権から地方行政

組織マムトへの発展について考察し、併せて展望を述べたい。

- (一) G. Pischke, Die Landesstellungen der Welfen, S.35 und ebenda Anm. 193.
- (二) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.14.
- (三) G. Pischke, Die Landesstellungen der Welfen, S.36.
- (四) H. Patze, Die Begründung des Herzogtums Braunschweig im Jahre 1235 und die >> Braunschweigische Reimchronik <<, S. 595.
- (五) G. Pischke, Die Landesstellungen der Welfen, S.35.
- (六) Urkundenbuch zur Geschichte der Herzöge von Braunschweig und Lüneburg und ihrer Lande, 1. Teil : Bis zum Jahre 1341 (Beiträge zur Geschichte, Landes- und Volkskunde von Niedersachsen und Bremen, Serie A : Nachdrucke (Reprints), Band 9), gesammelt und herausgegeben von H. Sudendorf, 1974, Nr.64.
- (七) 「大公ヨーンン」は一方の「ブランシヨヴァ」の大公と呼ばれ、……大公ヨーンンは他方の「リューネブルク」の大公と呼ばれ、herzoge Albrecht herz dier erste von Brunswich dier andere von Lüneborch herzoge Johan] (Braunschweigische Reimchronik, S.556)° G. Pischke, Die Landesstellungen der Welfen, S. 38 参考。
- (八) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.56 参考。
- (九) H. Patze, Die welfischen Territorien, S. 14 ; G. Pischke, Die Landesstellungen der Welfen, S. 39.
- (十) 上掲拙著「中世ヨーロッパの城塞」の「付属物」の視角から、一九〇—一九一頁。
- (十一) J. Friedrichs, Burg und territoriale Gräfschaften, Diss. Bonn, 1907, S.32.
- (十二) H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem, S. 57.
- (十三) H. M. Maurer, Die landesherrliche Burg in Württemberg im 15. und 16. Jahrhundert. Studien zu den landesherrlich-eigenen Burgen, Schlössern und Festungen (Veröffentlichungen der Kommission für Geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg. Reihe B Forschungen, 1. Bd.), Diss. Tübingen, 1958, S.17.
- (十四) K.-H. Spiess, Burg und Herrschaft im 15. und 16. Jahrhundert, in : Landesgeschichte und Reichsgeschichte. Festschrift für Alois Gerlich zum 70. Geburtstag (Geschichtliche Landeskunde. Veröffentlichungen des Instituts für Geschichtliche Landeskunde an der Universität Mainz, hrsg. von Michael Mathews, Bd.42), hrsg. von Winfried Dotzauer, Wolfgang Kleiber, Michael Mathews und Karl-Heinz Spieß, 1995, S.198.
- (十五) トリール大司教バルドゥウィンが一三〇四年頃にモーゼル河の支流ナーエナヘ川流域に森林グラーフ Wildgraf のダウン Dham 城塞の対抗城塞として建設したガイアースライ Geierslei 城塞がその例である。上掲拙著『中世ドイツの領邦国家と城塞』二八二、二八三—二八八、二九七、三〇九、三一一—三一九、三二二頁を参照。

六 むすびと展望

最後に、城塞支配権から地方行政組織（アムト Amt ないしフォークタイ Vogtei）への発展を考察し、むすびに代えた。冒頭ですでに確認したように、ランデスヘルシャフトが成立する一三世紀の段階において、一般的に、地方行政区たるアムトは城塞を中心とする支配区、換言すれば城塞支配区、城塞支配権として把握することができることは、ドイツ学界の確立した見解であるといつてよいことを確認しておきたい。

これまでに検討した証書 A、B、C、D、E、F、G に現れる城塞のうち、D、E、F、G に現れる城塞（ブラウンシュヴァイク、リユーネブルク、ツェレ）は、証書 G に現れるギフホルン城塞を除けば、すべてすでに証書 A、B、C にも現れる。そこで、ここでは証書 A、B、C に現れる城塞について、城塞支配権からランデスヘル地方行政区への発展を考察すればよいことになる。そこで先ず、考察すべき城塞は、以下のようになる。

証書 A に現れる城塞…ノルトブルク、ハンシュタイン、ツェレ、ホムブルク、デゼンベルク、アルテンフェルス
証書 B に現れる城塞…ブラウンシュヴァイク、ゾマーシエンブルク、アッセル、リヒテンベルク、フォルスフェルデ、シルトベルク、シュタウフェンブルク、オステローデ、ヘルツベルク、シャルツフェルト、ラウターベルク、ホンシュタイン、ローテンブルク

証書 C に現れる城塞…リユーネブルク、ラウエンブルク、ブランケンブルク、レーゲンシュタイン、ハイムブク、ヒツアツカー、ダーレンブルク、ベルゲン、リユーヒヨ、ダネンベルク、ブローメ、ニンヴオールデ、ハルデンスレーベン、ニンドルフ

証書 G に現れる城塞…ギフホルン

したがって合計三四の城塞である。

これらの城塞を中核とする地方行政区の存在を明らかにするよう試みてみたい。その際に、城塞の建設とともにその周囲に城塞支配権が先に形成され、その後この城塞支配権を基礎として地方行政区が形成されたことを示すために、各城塞について、判明する限りで、建設された時期または存在が確認される時期を記し、次いで地方行政区の存在を示す役人（アムトマンないしフォークト）あるいは地方行政区それ自体を指す用語（アムトないしフォークトイ）について記すことにしたい。

I 証書Aに現れる城塞

- ① ツェレ・ブルーノ家 Brunonen（一〇一一世紀のザクセンの貴族）により建設、一二六五年フォークタイ⁽²⁾
- ② ホムブルク…一一二九年までに建設、一四〇〇年フォークタイ⁽⁴⁾

II 証書Bに現れる城塞

- ③ ブラウンシュヴァイク…ダンクヴァルデローデ城塞が一一七五年頃ハインリッヒ獅子公により建設、ハインリッヒ獅子公の時代（一二世紀後半期）から一二二四年までとそれ以後にもフォークト（アムトマン）⁽⁶⁾
- ④ リヒテンベルク…一二世紀半ばよりも後にハインリッヒ獅子公により建設、一三世紀以後大公のフォークト、特に一三世紀に三度（最初一二四六年）フォークトの言及⁽⁹⁾
- ⑤ フォルスフェルデ…一〇世紀の建設、一二五四年大公のフォークト、一七四二年大公のアムト⁽¹¹⁾
- ⑥ シュタウフェンブルク…一一世紀の建設と推定される、一二五八年以後ヴェルフエン家の所有、大公のアムト⁽¹⁴⁾
- ⑦ オステローデ…一一五二年頃に建設、一二五九年フォークト⁽¹⁶⁾

- ⑧ ヘルツベルク…ハインリツヒ獅子公に移行する一一五八年よりも前に建設、一三二五年アムトマン⁽¹⁷⁾
- ⑨ シヤルツフェルト…ハインリツヒ獅子公に移行する一一五八年よりも前に建設、一五九三年アムト⁽¹⁸⁾

III 証書Cに現れる城塞

- ⑩ リューネブルク…九五〇年頃に建設、一二〇〇年フォークト、一二七一年大フォークトと下級フォークト⁽²¹⁾
- ⑪ レーゲンシュタイン…一一八〇年よりも前、または皇帝ロータール三世の治世(一一二五―一三七年)よりも前に建設、一三四四年アムトマン、後にフォークト⁽²²⁾
- ⑫ ヒツアツカー…一一八〇年までハインリツヒ獅子公の所有、それ故にそれ以前の建設、一三九四年アムト、一四二八年大公のフォークタイ、一八世紀にランデスヘルのアムト⁽²³⁾
- ⑬ ダーレンブルク…八六〇年と九〇〇年の間、または九世紀の建設、大公のフォークタイ、一八世紀にフォークタイ⁽²⁴⁾
- ⑭ ベルゲン…一一九七年に初めて言及、一八世紀にアムト⁽²⁵⁾
- ⑮ リューヒヨ…一一四四年に初めて言及、一三七一年と一四二八年フォークタイ、一八世紀にアムト⁽²⁶⁾
- ⑯ ダネンベルク…一一八二年には存在、一三〇三年以後フォークト及び一三四〇年にアムトマン、一四二八年にフォークタイ、一八世紀にアムト⁽²⁷⁾
- ⑰ ブローメ…証書Cの中で初めて言及(一二〇二年)、一四二八年フォークタイ⁽²⁸⁾

IV 証書Gに現れる城塞

- ⑱ ギフホルン…一二六五年に城塞の存在が推論される、一二六五年ブラウンシュヴァイク大公のフォークタイ、⁽²⁹⁾

一三八八年⁽⁴⁶⁾、一四二八年大公のフォークタイ⁽⁴⁷⁾、一八世紀にアムト⁽⁴⁸⁾

したがって、これまでに考察した合計三四の城塞のうち、一八の城塞が、フォークタイ(アムト)の中心を構成したことが確認される。最後の⑬ギフホルンを除いて、それ以外のすべての城塞は一二〇〇年頃までに成立していたこと、またアムト制は③ブラウンシュヴァイクのアムトのように、一二世紀ハインリッヒ獅子公の時代にまで遡るもの、⑩リュートネブルクのように一二〇〇年にフォークトが存在した例を除けば、概して一三世紀後半以後に発展したこと、したがって同時に、アムトはしばしば城塞に依拠していたことも確認される⁽⁴⁹⁾。このように見てくると、③ブラウンシュヴァイク、⑩リュートネブルク、⑬ギフホルンを除く一五の城塞について、一二〇〇年頃までに建設されると同時に、あるいは建設の後に、城塞の周囲に城塞支配権が形成され、一三世紀後半期以後この城塞を中核とする城塞支配権が基礎となって、フォークタイ(アムト)が発展していったと結論することができる。その建設が九五〇年頃、フォークトの登場が一二〇〇年と早い⑩リュートネブルクについても、時期の相違はあれ、城塞支配権からアムトへの発展が行われたことを想定することに問題はないものといわなければならない。ブラウンシュヴァイクとギフホルンについて、当面筆者の手にあるデータによれば、城塞の建設とフォークトの登場が同じ時期であるが、この場合にも城塞延いては城塞支配権がアムトの中心を構成したこと自体は否定することができない。なお、帝国のその他の諸領国におけると同様に、ヴェルフェン家の諸ラントにおいても、城塞がフォークトないしアムトマン及びその他の役人の所在地であった。その管区(フォークタイないしアムト)は一つないし複数のグーゴ(裁判区)から構成され、フォークトはグーゴにおけるランデスヘルの裁判官として裁判権を行使した。またフォークトは城塞と城塞管区の指揮官として軍事高権の他に、財政高権をも行使した。H・パツェはこのようなフォークタイをランデスヘルシャフトの組織細胞であると述べたが、この組織細胞の中核を構成した城塞と城塞管

区ないし城塞支配権の重要性は、いくら評価しても評価し足りないものといわざるをえない。いずれにしても、ヴェルフェン家の支配領域について、城塞支配権が存在すること、また城塞支配権から地方行政組織ないしアムト制への発展を究明するという本稿の課題は達成されたものと考えたい。最後に、「はじめに」で言及したヴィリカツイオン制から城塞区Ⅱシャテルニー制を通じてアムト制への発展について言及し、本稿を締め括ることにした。D・ヴィロヴァイトによれば、ヴィリカツイオン制の解体傾向は、ドイツで一般的に一二世紀に始まるが、H・K・シュルツェはこの過程は、ヴェルフェン家の支配領域が位置する北ドイツでも同じ一二世紀に始まることを指摘している。⁽⁵³⁾ ヴィリカツイオン制という領主館を中心とし領主直営地を具えたコンパクトな莊園形態が解体の方向に進んだ主な原因は、一一・一二世紀以後の一般的な経済的社会的な発展に求められる。⁽⁵⁴⁾ ヴィリカツイオン制は貨幣流通が乏しく市場経済が未成熟な純農業的経済秩序に適合した経済的社会的組織形態であった。商業交易と手工業生産が活発化し、貨幣流通と市場取引が成長し、中世都市が興隆するのに伴い、ヴィリカツイオン制は市場向けの生産よりも自給自足経済に適合した経済的社会的組織形態であったために、時代遅れのものとなったのである。この関連で、リュエーネブルク大公領に関し「城塞の成立は大部分、时期的に、言及したばかりのヴィリカツイオン制の解体という経済的な変化と重なるであろう」というM・クリークの指摘は、我々にとつて極めて示唆的である。⁽⁵⁵⁾ なぜならば、城塞の成立Ⅱ建設つまり城塞支配権の登場は、都市貨幣経済を主な機縁とするヴィリカツイオン制の解体と同時並行的に起こった現象であったことになるからである。右に言及した一八の城塞のうち、その大よその成立年代が一一世紀以前のもの五であるのに対して、一二世紀に属する城塞は一三と圧倒的に多く、この比率はM・クリークの指摘と合致するといつてよいことも、その証左となろう。また一三世紀とともに一二世紀が中世の城塞建設の「古典期 *Klassische Epoche*」と呼ばれること、⁽⁵⁶⁾ また右に述べたように、一般にヴィリカツイオン制の解体傾向が一二世紀に始まることを考慮するならば、この同時並行的な現象はリュエーネブルク領

域にだけ見られるのではなく、ブラウンシュヴァイク領域に、さらに様々な偏差を伴いつつ全ドイツ領域にも見られるものといわなければならない。要するに、一般的に、一二世紀に、領主館を中心とするヴィリカツイオーン制から城塞を中心とする城塞支配権への転換ないし発展が行われたものと想定することが可能である。⁽⁸⁷⁾これは従来の研究に見られなかった注目すべき観点である。

次に、この城塞支配権とアムト制の関係について。城塞支配権の成立は一二世紀、アムト制の成立は一三世紀後半期のことであるとすると、城塞支配権の成立とアムト制の成立の間に五〇年から一五〇年のタイムラグがあることになる。したがって、このタイムラグの期間は城塞支配権の時代として捉える必要があることになる。またこのことは、一般的に中世盛期の城塞支配区、城塞支配権が基礎となつて中世後期にランデスヘルシャフトの地方行政区アムトが成立したという、すでに冒頭で述べた指摘が当たっていることを改めて確認するものであるといえよう。最後に、本稿で取り上げた城塞を中心とするアムトのうち、①ツェレ、②ヒツアカー、③リユーヒヨ、④ダネンベルク、⑤ギフホルンの五つのアムトは、近現代のプロイセンのクライス(郡)Kreisの先駆をなしたことも指摘されている。⁽⁸⁸⁾したがって、ヴィリカツイオーン制→城塞支配権(城塞区制)→アムト制→近現代のクライス制という発展系列をさえ展望することができる。この展望を提示しつつ本稿を終えることにしたい。

(一) HHSd II, S. 3; G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, S. 6 Anm. 27.

(二) H. Patze, Die welfischen Territorien, S. 40f. M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S. 22f. 参考。

(三) Dehio, Handbuch: Bremen, Niedersachsen, S. 1241.

(四) H. Patze, Die welfischen Territorien, S. 41. ホムブルク城塞はその他一四二八年以後ブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンビュッテル Braunschweig-Wolfenbüttel 家系のアムト所在地であったことが指摘されてゐる(HHSd II, S. 242; Dehio, Handbuch: Bremen, Niedersachsen, S. 1241)。

- (5) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.279.
- (6) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.40 ; G. Pischke, Die Landesteilungen der Welfen, S. 214.
- (7) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.847.
- (8) HHSD II, S.293f., bes. S.294.
- (9) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.40,44.
- (10) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.1317.
- (11) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.44.
- (12) HHSD II, S.469.
- (13) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.960.
- (14) HHSD II, S.437f., bes. S.438.
- (15) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.1074.
- (16) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.40.
- (17) 上巻八六一—八七頁。
- (18) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.45.
- (19) 上巻八六一—八七頁。
- (20) HHSD II, S.412 f.
- (21) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.875.
- (22) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.40. M.Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.2ff. 参考。
- (23) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.41.
- (24) B. Schneidmüller, Die Welfen, S.229 ; G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr.423 S.59.
- (25) HHSD II, S.388.
- (26) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.43.
- (27) G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr. 415 S. 57.
- (28) H. Patze, Rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung der Burgen in Niedersachsen, S.542.
- (29) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.3 und ebenda Anm.2, S.5.

- (87) HHSD II, S.104.
- (87) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.372.
- (88) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.44.
- (88) HHSD II, S.41.
- (88) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke,S.5, 26 ; HHSD II, S.41.
- (89) HHSD II, S.306.
- (89) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.42.
- (89) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.3 Ann.2.
- (89) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke,S. 2f., 5,52, 67 f.
- (89) G. Pischke, Der Herrschaftsbereich, Nr. 606 S. 108.
- (89) M. Krieg, Entstehung der Amtsbezirke, S.63 ; H. Patze, Die welfischen Territorien, S.42 ; HHSD II, S.107.
- (89) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.2f., S.3 Ann.2.
- (89) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke,S. 2f., 5.
- (89) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke,S.3 Ann.2.
- (89) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.496;HHSD II, S.167.
- (89) Dehio, Handbuch : Bremen, Niedersachsen, S.496;HHSD II, S.167.
- (89) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.42.
- (89) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.3 Ann.2.
- (89) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S. 2f., 5.
- (89) U・シホーン Scheel 宇布多野シホーン著の魏國に於けるドイツ人の統治の歴史(G. Scheel, Kulturraum-schweig und die übrigen welfischen Lande, in : K. G. Jeserich / H. Pohl / G.-Ch. von Unruh (Hrsg.), Deutsche Verwaltungsgeschichte, Bd.1, 1983, S.741-763, hier S.743f.)
- (89) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S.94ff. ; H. Patze, Die welfischen Territorien, S.40ff., 46 ; D. Willoweit, Die Entwicklung und Verwaltung der spätmittelalterlichen Landesherrschaft, in : K. G. Jeserich / H. Pohl / G.-Ch. von Unruh (Hrsg.), Deutsche Verwaltungsgeschichte, Bd.1, S.101.
- (89) H. Patze, Die welfischen Territorien, S.46.

- (22) D. Willowet, Die Entwicklung und Verwaltung, S. 93f.
- (23) H. K. Schulze, Grundherrschaft, in : Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, hrsg. von Adalbert Erler und Ekkehard Kaufmann, I. Bd., 1971, Sp. 1837.
- (24) H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter, Bd. I: Stammesverband, Gefolgschaft, Lehnswesen, Grundherrschaft, 2., verb. Aufl., 1992, S. 117f. [千葉徳夫・浅野啓子・五十嵐修・小倉欣一・佐久間弘展訳『西欧中世史事典—国制と社会組織—』一九九七年「九七頁」]
- (25) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, S. 93.
- (26) Burgen in Mitteleuropa. Ein Handbuch, Band I: Bauformen und Entwicklung, hrsg. von der Deutschen Burgenvereinigung e. V., durch Horst Wolfgang Bohme, Busso von der Dollen, Dieter Kerber, Cord Meckseper, Barbara Schock-Werner, Joachim Zeune, 1999, S. 83 (rechts).
- (27) もともと「これは一一世紀以前に城塞支配権が存在する」ことを否定する趣旨ではなから、なぜならば「本節でも見たように、一一世紀以前にも城塞は存在したからである」。
- (28) M. Krieg, Die Entstehung der Amtsbezirke, Vorwort, S. 2 Anm. 2, S. 6, 18, 22f., 61, 64, 67.

[本稿脱稿後] G. Präferkuche, Patrimonium-Feudum-Territorium. Zur Fürstenskession im Spannungsfeld von Familie, Reich und Ständen am Beispiel welfischer Herrschaft im sächsischen Raum bis zum Jahre 1088 (Schriftenreihe zur Verfassungsgeschichte, Bd. 83), Diss. Göttingen 2009, 2011 に採った。⁵⁹⁾

[付記：本稿は平成二二～二四年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)による研究成果の一部である。関係各位に謝意を表した。]